

令和6年第5回江北町議会（定例会）会議録									
招 集 年 月 日	令和6年12月6日								
招 集 場 所	江 北 町 議 場								
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令和6年12月10日 午前9時00分 令和6年12月10日 午後2時42分					議長 井上 敏文		
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠	
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○	
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		○	
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○	
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○	
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○	
会議録署名議員	7 番	池 田 和 幸		8 番	西 原 好 文		9 番	田 中 宏 之	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔		○	地域振興課長		宮 本 大 樹		○
	副 町 長	山 下 宗 人		○	基盤整備課長		武 富 和 隆		○
	教 育 長	吉 田 功		○	会 計 室 長		山 崎 久 年		○
	総務政策課長	山 中 博 代		○	こども教育課長兼 学校づくり推進室長		本 村 健一郎		○
	町民生活課長	吉 原 和 彦		○	国スポ推進室長		坂 元 弘 睦		○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義		○					
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二							
	書 記	百 武 久美子							
議 事 日 程	別紙のとおり								
会議に付した事件	別紙のとおり								
会 議 の 経 過	別紙のとおり								

議 事 日 程 表

▽令和 6 年12月10日

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 6 年 12 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （要 旨）
三 苦 紀美子	1. さらに見えなくなったビッキーのネオンについて 2. 下水道について 3. 町道花祭～村内線の地滑り対応について 4. 議会回答における保留案件の取り扱いについて
土 渕 茂 勝	1. 学校給食に、安全・安心・健康に良い有機栽培の食品を提供を求める
池 田 和 幸	1. 町道門前～畑川線の道路改良と今後の予定は 2. 求められる部活動の地域移行 3. 草場溜池のゲート改修

日程第 2 報告第 2 号 令和 6 年度江北町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について

日程第 3 議案第41号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 4 議案第42号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第43号 江北町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第44号 江北町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第45号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第46号 江北町ふれあい物産館設置条例の一部を改正する条例

- 日程第9 議案第47号 江北町公共下水道条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第48号 江北町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第49号 江北町ふれあい物産館の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第50号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第51号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第52号 令和6年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第53号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算（第2号）

午前9時 開議

○井上敏文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年第5回江北町議会定例会会期5日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問に引き続き、総括審議、委員会付託となっております。

日程第1 一般質問

○井上敏文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、会期4日目に引き続き、質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

5番三苫紀美子議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苫紀美子議員

それでは、通告に従い質問させていただきます。何回も何回も申し訳ございませんが、町民の方の声ですので、町長よろしくお願いいたします。

まず、質問に入る前にお礼を申し上げたいと思います。

浸水を受けるために、町道法面が洗掘され、隣接の家に舗装材料である碎石が流れ込む被害が発生することを受け、令和4年6月に防止対策の実施を提案してきた結果、今年度、要望箇所の対策工事に着手していただきました。地元の方々から感謝の声が届いております。心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは1問目、さらに見えなくなったビッキーのネオンについてを質問させていただきます。

江北町のシンボルマークであるビッキーのネオン、今年実施された国スポまでにシンボルマークのビッキーが皆さんを迎えてくれると心待ちにしておりましたが、残念ながら期待外れでございました。

現在、国道沿いからは、文字は見えますが、ビッキーさんは冬眠に入っております。なぜかとか、どうなっているのかと、また町民の方から聞かれております。明確な回答ができずに困っている状態です。

令和3年12月議会で、半分近く隠れて意味がないのではとの問いに、土地所有者と協議中であるとの回答を受けましたが、その後進展がなく、令和4年9月議会において、再度地権者との協議状況を尋ねると、協議を行っているが理解をいただけないとの回答。町長は期限を切り協議し、成立しなければ消灯の判断もあると回答されました。それから2年経過しておりますが、現状は進展なしの状況です。

お尋ねいたします。

1点目、ネオン設置当時、周辺の土地所有者に対して、樹木の伐開、管理について説明されていたのかどうか教えてください。

2点目、現在までの協議の経緯の中で、理解をいただけない点は何であるか、協議内容について少し答弁をお願いしたいと思います。

機器の接触によるネオンの破損等に起因する二次被害、火災及び関連等が想定されているのか、お尋ねします。

他町の人からも、無事帰る（カエル）で喜んでいたので、なぜかと聞かれました。聞かれて、はっきり答えられず、困っている者のことを考えて、どうぞ前進のみ前進で早急対策をお願いしたいと思っております。答弁をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

皆さんおはようございます。三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目、ネオン設置当時、周辺の土地の所有者に対して伐採管理についての説明がされたのかということでございます。

ビッキーの電飾看板につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、平成13年度に町が桜山公園の散策路として整備をしたものでございます。設置された当初は、電飾看板

に影響するほどの枝葉が茂っていなかったということでありまして、必要となれば伐採の相談をするという口頭での説明が行われていたということでございます。

また、当初、数回程度は、周辺樹木や竹の伐採など、部分的に御承諾をいただいて対策がとられていたということのようではございますけれども、ここ数年においては、地権者様にお会いすることはかなわず、樹木の伐採についての御相談もできない状況にありまして、私も日々心苦しく感じているところでございます。

当然、地権者様の御理解も得られていない状況にございますので、現状はさらに厳しくなつたと申し上げるほかございません。

2点目になります。現在までの協議経過ということでございますけれども、これまでも相談回数が何回ということはちょっと申し上げられませんが、平成16年頃から樹木の伐採についてのお願いをされていたということでした。

担当課の職員はもちろん、ほかの課の職員にも別の機会に御相談をいただいて、年に複数回の交渉というか、御相談をお願いしておりました。

私も何とかならないかということで御自宅に伺っておりますけれども、地権者様に会うことはかなわない状況でございます。今もって電飾看板、前方の樹木が生えている土地地権者様の御理解は得られていないという状況でございます。

3点目になります。接触による二次被害を想定されているかというようなところでございます。

白熱電球を使用しておりますので、熱くはなりますけれども、現時点において破損はしておりません。定期的に電飾看板の保守点検を行っておりまして、その点検事業者を確認をしましたところ、現状では心配ないということでしたので、火災等も想定はしておりません。今後も引き続き、定期的に点検を行う予定としております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

御説明はよく分かりました。大体のおおよそのことは、町民の皆様も分かっていると思うんですが、今ということの態度が見えないので、いろんな方から声が届いております。この点について、町長、どうお考えでしょうか、お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

この件については、令和３年12月議会で今回御質問と同じ三苦議員から御質問を頂戴いたしまして、先ほど課長が答弁をいたしましたとおり、一定期間、現状がもし打開できないようであれば、残念ながら明かりを消すというようなことも判断しないといけないということをお願いして、ちょうど3年になります。この間も我々役場も含めて、また、いろんなつてをたどって所有者の方等に何とか御理解をというなこともしてきましたけれども、現状は先ほど課長が申し上げたとおりであります。

もともとの電照施設というんですか——は、職員の発意で、ぜひ江北町を盛り上げたいという思いから設置をされたものというふうに聞いておりまして、今在籍している職員はそれほどでもないかもしれませんが、当時の職員の皆さん方の大変思いの詰まった施設であるというふうにも聞いております。

ただ、先ほどから御指摘をいただいておりますとおり、当初期待をしていたというか、当初は見られていたものが、現状見られていないということであれば、町の雰囲気盛り上げるとか、明るくするとかいうよりは、逆にマイナスのイメージというんですか、そういうほうが多くなっているということも理解できます。

これまで伐採をさせていただけない所有者の方を、言ってみれば、ちょっと強調していたところはあるんですけど、そもそもを考えれば、設置をしたときに、やっぱりいろんなことを想定して設置を決めるということが、もしかするとあってもよかったのじゃないかと。もちろん、いい思いつきだけれども、どうも長くはやれそうじゃないから、やらないほうがいいよねというようなことってあるんじゃないかなと思うんですね。

最近は持続性というようなことを言いますけれども、一瞬だけだったら、1回だけだったら結構やれることってあるし、その限りにおいては、案外いいことのように見えるんですけども、やはりそれを持続的にやっていくということについて言えば、やはり周到な準備とか、いろんな様々な検討ということの上で、本当に発想はいいけど、なかなか継続は難しいから、残念ながら実行しないでおこうというようなことも本当はないといけないんですけども、その思いつき、発想そのものもいいと、やっぱりどうしてもその勢いで行ってしまうということは、案外いろんなところにもあるような気がしておりますし、私もいろんなことを

思いつくもんですから、だからそこはやはり自分の戒めとして、思いついてすぐ取りかかるというよりも、やはり先ほど申し上げたような、1回踏みとどまって、少し先をイメージしてみるというんですかね。そして、この利害関係者がどんな人がいるのかとか、どのくらいお金がかかりそうなのかとか、どのくらいの時間をかければやれそうなこととかとか、そして実際それを行った上で、こちらが期待しているような効果が生まれそうなのかとか、やはりそういうことまで含めて考えるというのが、これからの時代なんじゃないかなというふうに思います。

昨日の一般質問で町営タクシーについてもお答えをしました。昨年の6月には町営タクシーという考え方もあるんじゃないかという発想というか、思いつきレベルにちょっと毛が生えたぐらいで答弁しましたけれども、今回答弁させていただくに当たっては、関係機関、また関係者、また内部でもいろんな検討させていただいて、いろんなことを想定した上で実施ができるのではないかと判断したからこそ、昨日は少し踏み込んで答弁をさせていただいたところであります。

そういう意味でいけば、事業の当初で、やはりいろんなことを想定する必要があったんじゃないかというふうに思います。

ただ、その時点でどこまで想定ができることなのかということもあります。特に今、世の中は時々刻々と変わっておりますから、当然、当初に想定できなかったことであるとか、不測の事態ということも当然あるもんですから、そういうことにも当然対処はしていかなばいかんということではありますから、今回の件がどちらかということまでは決めることは差し控えますけれども、言ってみれば、その伐採をさせていただけない所有者の方の話というよりもというか、だけじゃなくて、事業を実施するときのやっぱり想定とか、またはその実施後のいろんな状況の変化ということで考えんといかんかと思っています。

もう3年たちましたし、もしこのままの状況で、逆にそうしたいろんなマイナスのイメージを広げてしまうということであれば、やはり判断をしたいというふうに思っています。

未来永劫消すということではなくても、そうした状況が改善をするまでの間は、点灯を控えておくという考え方はあるんじゃないかなというふうに思います。つけておくか、消すかという、それこそもうこれから先までの話というよりも、状況が改善するまでの間は点灯を控えるという判断を、そう長くない先にしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

町長ありがとうございました。

本当ですね、検討も大事です。非常に大事です。でも、余りにも間の期間が長過ぎるという事は、町民の方に、せっかくいいことをなさっていただいても悪いイメージしか浮かんでいていないような気がしますので、そういうところでの改善はよろしくお願いしたいと思います。

検討するには、今までこれがちょっと煙が出た頃からすると、時間が長過ぎております。そういう意味では、早急に検討は検討として、町民のための検討。ただ、頭に置いてほしいのは、小学生とか小さい子供たちは、夜はなかなかライトが光っているときは見えないとは思いますが、あそこで江北のみんなのことをビッキー君見てくれているもんねっていうような、そういうかわいらしい期待があることもお忘れなく、ぜひこの件は検討であるとすれば、早急な検討をお願いしたいと思います。皆さんが考えていることでございますので、私 1 人でここで言っているわけではございません。代表として受け止めていただいて、皆さんも大変だとは思いますが、とにかく町民のための町政、子供たちが喜んでいる姿をぜひ町長思い浮かべて早急な対応をしてください。

土地所有者と協議中であるとおっしゃいましたけど、これで周りの人は、この土地所有者をすごく嫌な思いで感じておりますので、そこではなく、やっぱり我々がお願いしたことでありますので、最後までお願いを通して御理解をいただければと思っておりますので、ぜひぜひよろしく御協力いただいて頑張ってくださいと思います。総務課長も大変でしょうけど、よろしく願いしておきます。

これで期待を込めて 1 問目を終わらせていただきます。

それでは、2 問目の下水道問題についてのことで質問させていただいております。すみません、私もすごく勉強に勉強を重ねているわけではないですので、分からないところは御指導、教えていただいて、これまた町民の方と一緒に頑張って考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

過去から下水道に関しての故障、トラブル等は発生したとは思いますが、平成28年9月定例会決算特別委員会において、下水道の処理能力を超え、住民に規制要請が行われたことが

議題となり、下水道支援問題がクローズアップされたと思います。原因は不明水、その後、いろいろ協議が重ねられてきたと思います。

令和に入り、中継機場、真空ポンプの不具合と問題が多様化してきています。今後、耐用年数、器具が設置されている屋内の環境問題が浮上し、新たな問題発生が懸念されます。今後のためにも令和5年1月案件及び令和6年9月案件について、事故発生経緯及び対応状況を取りまとめ、今後協議させていただきたいと思いますが。

それでは、不明水問題について。

1点目、現時点、原因究明に至っていない。今後も原因究明を続けていくとの認識でよろしいかどうか、御検討ください。

2点目、現在まで実施されてきた調査によって、原因究明につながるような結果があれば説明をお願いいたします。

3点目、今後の調査方法に新たな方法が検討されているのであれば、御説明をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

皆さんおはようございます。それでは、三苦議員の2問目の下水道不明水の問題についてお答えしたいと思います。

まず1点目の今後も原因究明は続けていくのかということでございます。

下水道における不明水の問題につきましては、全国の自治体でも対応に非常に苦勞されているのが現状でございます。本町におきましては、これまでに長寿命化計画に基づき、ストックマネジメント事業を活用して、下水管路の施設の点検調査を実施してきております。点検を通じて異常が見つければ、その都度対策工事を行うことで不明水対策を図っていきたいと考えております。

2点目の原因究明につながるような結果があれば説明をということでございます。

本町におきましては、平成29年、30年に不明水調査を実施しておりますが、原因究明には至っておりません。その後、令和元年より、下水道施設、管路施設の点検調査により、毎年100か所から150か所のマンホール点検及び管口カメラ点検を実施しておりますが、不明水の

原因となる異常は見つかっておりません。

3点目ですけれども、今後の調査の新たな方法を検討はされているのかということでございます。これからも、この補助事業のストックマネジメント事業を活用しながら、従来のマンホール点検や管口カメラの点検などの調査を行っていくことから、新たな調査方法は考えておりません。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

御説明ありがとうございました。本当に簡単なことではないと思いますが、令和5年6月ですね、東分中継ポンプ場維持管理のときに、産業厚生常任委員会委員の方のお話で、原因は1月に発生した東分中継ポンプ維持管理事故原因はとの問いに、無停電装置に虫やほこりが入り、回線がショートし、装置が停電したことが原因と回答されております。

また、上惣真空ポンプステーションの事故については、6年9月19日、また産業厚生常任委員会においての町内視察で、ポンプ3台のうち1台が故障し、2台での運転では負荷がかかるため、ポンプモーターのケーブルの早急な更新が必要と感じたとされております。声が届いていると思いますが、このことについてはどのようなことを、少しでもいいです。今、これに取りかかっていますとかの話があれば、町民の方も安心すると思いますので、御説明あればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回三苦議員からは、下水の不明水対策ということで御質問をいただきました。ただいまの御質問は昨年発生しました東分中継ポンプ場の事故でありますとか、また、上惣の真空ステーションの、言ってみれば不具合といいたいでしょうか——についての御質問でありましたが、今回御質問をいただいております不明水とは直接は関係ないというふうに理解をしております。

ただ、それぞれの施設については、定期的なメンテナンス等々がやっぱり必要でありますし、一方で、その上でもいろんな不具合というのは起きるというふうに思います。やはり、

その即応体制というものを、もう一度きちんと再構築する必要があるんじゃないかという教訓を得ておるところであります。もしくは、予防的な交換であるとかですね。

こうしたことが町民の皆さんの生活に大変重要な施設であるものですから、やはり万が一にもそうした機能が停止するということは避ける必要があるというふうに思っておりますし、東分中継ポンプ場に関して言えば、現在御存じのとおり、その責任の所在等について係争中であるものですから、ここで具体的なことについては申し上げることは差し控えたいと思います。

それで、立ち返って、下水道の不明水についてであります。先ほど担当課のほうで答えましたとおり、平成29年、30年で不明水の調査を行いました。私、平成28年に就任をいたしまして、江北町においては、近隣の市町と比べても、やはり公共の下水道の整備が大変進んでおりまして、住民の皆さんの生活の質の向上に資しているということを実感しまして、諸先輩方の先見の明に感服をしたところであります。

ただ、その一方で、下水道の、言ってみれば宿命とでも言うべき不明水というものが発生をしまして、原因は雨水だと思いますけれども、特に降雨時には通常の流入量を超えて、そうした水が下水に流れ込んでくることから、容量を超えてしまって、住民の皆さんに御不便をおかけしておるということでありました。

私自身は、やっぱり不明水なんていう言葉が言ってみれば我慢できなくてというといけませんけど、やはりその原因を追及したくなりますし、当然その原因への対策を取らなければならぬという思いで、就任1年後の平成29年から、いわゆる不明水調査ということを行ったわけであります。

結果で言えば、ここが不明水の原因ですというような確たる箇所というのは見つかりませんでした。後々いろいろ聞いてみますと、先ほど申し上げたように、下水道の宿命として、全国至るところでこの不明水というものが発生をしておるし、いろいろ調べてみても、根本的にやっぱり原因が分からないからこそ名前が不明水なんだということも分かりました。

もちろん、このまま不明水を追及していくということもあるんだろうというふうに思いますけれども、ここはそうではなくて、先ほど申し上げたように、とにかく住民の皆さんの生活に不便を来さないような対策をやはり取っていくべきだろうというふうに判断をしておりますし、さはさりながら、先ほどあったように定期的なマンホールを含めたいろんな施設の点検ということはやっておるものですから、不明水ではなくて、それ以外のいろんな要因に

については、やはり未然防止ということについては当然努めていくということが前提でありますけれども、この不明水そのものについて言えば、さらに予算と時間と労力をかけて、その原因調査ということは、今の時点では、もしかするとこれから時代が進み、技術が進み、そうした不明水対策とか、不明水の調査方法というのが、新しい技術なども生まれてくるかもしれないけれども、今の時点で言えば、そうしたことにアンテナを高くして情報収集はするにしても、まずはそれ以外のことについてしっかり、言ってみれば基盤の整備、またその維持について努めてまいりたいというふうに思っております。

これで最後にしますけれども、そうしたこともありまして、この議会でも何度となくお話をさせていただきましたが、やはり長期的な展望に立つと、わざわざ道路の下に管を埋めて、そしてこうやって雨水が漏れたときにはその原因を追及する必要があるとか、例えば真空が確保できなくなったら、各世帯を回って調べて回る必要があるとか、また、漏水があったりすれば、それを全部探して回って、また掘り返してやるというよりは、長期的に言えば、私はやはり合併浄化槽というそれぞれの、言ってみれば施設ごとで一定完結して、そして、わざわざ掘り返すというようなことをしなくていい方策として、やはりこの合併浄化槽というのがこれからの時代の流れになっていくのではないかなと思います。

ただ、下水にしても農集にしても、今既に施設を持って維持をしておりますし、これも定期的な更新であるとかいうことをしておりますので、そうした移行の仕方とか移行のタイミングというのは、それこそ今後のことを想定しながら進めていく必要があると思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5 番三苫議員。

○三苫紀美子議員

町長ありがとうございました。

通告書に不明水問題についてと私書いていなかったですかね。通告をしたつもりでおりましたが、関係ないので町長は答えられないと先ほどおっしゃったときには少し腹が立っておりましたが、最終的には長期的な面を見て、町長としてすばらしいしっかりした考えをおっしゃっていただきました。

○井上敏文議長

三苦議員、通告は不明水について通告をされております。それについて答弁はありました。ただ、通告されていないのが、中継ポンプの不具合について通告をいただいていないというのを町長は言ったということでもありますので、今後、中継ポンプ等の質問をされるとなれば、この通告書に上げていただきたいと思います。

私からは以上です。

○三苦紀美子議員

はい、分かりました。

そういうことで、最後は全てについてしっかり締めていただきましたので、本当にこれを見ている町民の方は安心なさったと思います。

私たち、町民の方からの声が届かないと、ここでは行政の方はしっかりしていらっしゃるんですから、嫌な思いをさせたくないという気持ちは十分にあります。しかし、やっぱり町民の方、これはどうですかと聞いたときに、私たちは仕事として、やっぱりどこで表すのかなと言ったら、テレビを見ていらっしゃるこの一般質問が大体ほとんどじゃないかなと思います。個人宅を回るようなことは私はしませんのでね。

そういうことでは、嫌なことが質問に出る場合があると思いますが、これはすみません、我が町の町民のため一体となるということを頭に置いて答弁していただければいいかと思います。

何回も何回もこのことをお尋ねしております。町道花祭～村内線についてのことでございます。

被害箇所のブルーシートの取扱いについてということでございますが、令和6年11月3日、現地確認に出向きました。幸いにも被害箇所は梅雨前の5月21日の状況と変化がないように感じられ、少し安堵しましたが、被害箇所、ブルーシートの状況は、令和3年9月の産業厚生常任委員会の地滑り調査において、地滑り調査の結果、地滑りを特定と回答されているにもかかわらず、写真から判断すると、現地にはブルーシート等による囲いはなかったように見えました。令和3年12月の産業厚生常任委員会現地調査報告に基づく写真では、ブルーシートがございました。

令和6年5月21日、現地に出向いたときのブルーシートの破損状況、土のうの破損状況及び雑草の繁茂状況——すみません、今日は現地の写真を御覧いただきたいと思います。

(パワーポイントを使用) このようになっております。なかなかそこまでは皆さん行けな

と思いますが、この写真でしっかり御確認いただききたいと思います。ありがとうございます。

このことから判断すると、当初ブルーシートを設置以降、管理がなされてきたとはとても思えない状態でした。

令和6年11月3日、現地確認の結果でございます。写真の確認をお願いいたします。

（パワーポイントを使用）5月20日の全体状態と同じように感じましたけれども、亀裂箇所は覆いは露出している状態でした。

皆さんと一緒に現状を確認していただくために、このパワーポイントを用意させていただきました。

本当に花祭の方たちも、いつできるの、いつあそこは通れるんですかというようなことを聞かれて、全く返事ができない私でございます。どうぞその点をお含みいただきまして、行政のほうでしっかりした態度を決めていただければと思っております。

被害を拡大させる最大の要因は水であると聞いております。とするならば、被害発生直後に行う応急対策は、被害箇所からの雨水の侵入を防ぐことが最優先課題ではないでしょうか。

6月議会の答弁で、我々は工事したくてもできない、今指導を受けていてと回答されました。被害発生が令和3年8月から3年を経過しているにもかかわらず、現在、現状のままのブルーシートの管理状態を確認、ぜひしていただきたいと思います。

私が見る限り、放置状態と感じましたのは言い過ぎでしょうか。大規模な被害拡大に至らなかったことは不幸中の幸いであったと思います。ぜひ行政のほうで早急な対応を願いたいと思います。

令和6年11月3日現在状況を確認した結果、幸いにも先ほど申しましたように被害箇所は、通常体と全く変化がないように感じられ、安堵しました。地滑りと認識されながらも、ブルーシートの管理状態は、梅雨前、梅雨後に管理された形跡が感じられなかったのは、感じたほうが悪いのでございましょうか。

雨水はブルーシートのほかの破損箇所等から侵入し、悪影響を与える可能性が大であるとの判断はされなかったのでしょうか。私は教えていただいた方からいろいろなことをこのときに勉強させていただきました。とても地滑りということを念頭に置いた管理状態ではないと思いました。どのような管理をしてきたのか、このことについて答弁よろしく願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

すみません、答弁というか、ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

今回の御質問は、花祭～村内線の災害復旧工事について御質問をいただいているということだと思います。恐らくその御認識は、現状のままで、長年ちょっと放置されているというか、特に工事が行われるでもなく、また、現地も現状の状態がずっと続いていると。

そういう中で、一つには今後どういうふうな事業のスケジュールを考えているのかと、工事をするのかしないのかとか、いつするのかとかいうようなことと、もう一つは、もし今の現状において、言ってみればそのまま放置しているのではないか、または適切に管理していないのではないか。場合によっては、今のような状態であれば、それこそ雨水がしみ込んできて、さらに地滑りを引き起こすのではないかという御心配をしておられるということですね。

はい。ではそれについては、担当課長で答弁をさせていただきます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

三苦議員の3問目の質問にお答えします。

花祭～村内線の地滑りに対してのブルーシートの取扱いについてということでございます。

このブルーシートにつきましては、被害箇所の被害拡大防止対策としてブルーシートの被覆をして、雨水等が地中に浸透しないように対策を行っております。

ブルーシートの管理につきましては、その後の観測状況で、地滑りの兆候に変化が見られなかったということで、今のところは補修を行っておりませんが、今後地滑り対策工事が始まり、道路の復旧までに時間を要しますので、専門家の意見を聞きながら、現場の安全管理のために対策を講じていって、花祭地区の安全、安心に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

課長、すみません、度々登壇させまして。やっぱり皆さんの行政の立場を知ったら、いろんなことはおっしゃらないし、今後いいほうに、こういうことをしてほしいというアドバイスのある方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうことでは一般質問をすることを、すみません、嫌がらないでいただきたいと思います。

本当にあの状態で、私は総務常任委員なのでこの件は所管外となりますが、一議員として度々現地を訪れて確認しております。そのときに、もし私が町民だったら、やっぱり文句言うだろうなというようなことを感じますので、ぜひ共に頑張って解決の方向を見いだしていきたいと思います。

以上で3問は終わらせていただきます。

次の質問は、保留案件の取扱いについてでございます。

令和2年9月議会、令和3年9月議会において、次の議会を待たず、毎月の議員例会でも回答したいと思う。督促行政では、これからの役所としてみつともないと、力強い前向きの回答を町長からいただきました。

また、令和5年3月議会においては、議会質問で行政預かりとなった案件の整理に、定例の課長会議で質問に対する各課からの回答を取りまとめて協議している。議会終了後の課長会議で指示をしていると回答していただきました。

伺いますが、今回質問のビッキーのネオンの案件のように、地権者と協議中と、過去2回同じ回答を受けましたが、我々にとっては改善が図られずという言葉しか出ません。すみません。

今回、3回目の質問となり、このような案件に対しては、定例の課長会議で質問に対する各課からの回答を取りまとめて協議していると度々お答えいただいておりますが、前進の意を含み、協議の中で回答に対する取扱いに、ある程度の期限を設けることができないかというこのたびの質問でございますが、厳しさと期待を込めてみんな質問するわけですから、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

やっぱり、中身を分かっている方は、あんた同じことばかり言っている。それ以外にほかに案件はないのかという、私に対して厳しい言葉が飛んでくることもあります。

じゃ、ちゃんと議会広報を見てよとか言いたいんですが、町民の方ですので、聞くのみに終わっておりますが、こういうことが再々なくなるように、どうでしょうか、突拍子もないことですね、期限を設けるなんていうのは行政の方にとっても、何を言っているんだと思っ

ている方もいらっしゃると思うんですが、町民の方、そして議員の立場である私たちのことも考えて御返答をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員からは、例えば、いろんな要望、指摘、また、議会の答弁に関して、その後の対応について、回答に期限を設けられないかという御質問ですね。

期限は設けられると思います。というのも、可能な限り早くというのが期限だというふうに思っています。ただ、いろいろ御指摘いただいたり、御要望いただいたりしても、できるものとできないものがありますし、できるものについても、すぐできるものと、すぐにはできないものもありますし、さらに言うと、できるかどうかを判断するのに時間を要するものもあります。

ただ、これまでは、最終的な結論で初めて回答をしていたものですから、先ほども御指摘いただいているとおり、それまでの間に大変やきもきされるんだというふうに思います。

私が思うには、すぐできるかできないか。すぐできないこともあるけれども、すぐできないということは、すぐに回答できるんじゃないかというふうに思っているんです。

例えば、いろんなお店に行って、車の修理に行ったりとか、また歯医者に行ったりするときに、山田さん、ちょっとここは少し時間かかりますよとか、大体週に1回来てもらってどのくらいかかりますよとかですね。中には、ちょっと山田さん、今日は原因のはっきり分からないから、来週来てもらって、もう少しレントゲン撮ってみて、ちょっと原因を確かめてみましょうかねとか、やはり、実際できるできないとかいうことの前に、やはりきちんとそういうコミュニケーションを取るということが大事なんだというふうに思うんですね。

ですから、恐らくそういうことも何もなく、ただ検討します、検討します、検討しています、協議していますと言うもんだから、できるのかできないのか、また、できるかできないのが分かるのか、そしていつできるのかということが全く皆目分からないもんだから、今のような御質問になるんだろうというふうに思いますので。ですから、やはりそれこそ、それぞれの対応している担当者というか、職員のやっぱり経験と目利きなんだと思います。そこでどういうコミュニケーションを取って、今申し上げたようなことを言えるかということなんだと思いますし、それが本当は経験のはずなんです。

前もこういうことがありましたけど、大体このぐらい時間がかかりますよとか、例えばさっきの不明水とか、ちょっと水があふれて使えない。もしかすると、それは不明水というものかもしれないですねと、一応原因はまた来週のいつ来て見せてもらいますけれども、それまではちょっとはつきりどのくらいかかるか分からないですねとか、実は我々、日々の中で、そういう対応をしてもらっていることってたくさんあるわけです。

お店にしても、病院にしても、またはほかの会社、企業にしても。それと同じようなことをやっぱり我々がお客様ですからやればいいわけです。ただ、だからといって、ここの先生たちも、自分が思うようには必ずしもしてくれません。歯は抜きたくないと言っても、いやいや山田さん、そりゃ抜かないと駄目ですよということもあつたりとか、ただで全部歯を白くしたいと言っても、いやそれはできませんよということも言われるわけだから。

だから、御要望のとおり、全部やらないといけないということは、なかなかそれはお約束できませんけれども、我々が今どういうふうに考えているのかとか、どういう見立てを立てているのかというのは、期限、またできるできないにかかわらず言えることだというふうに思いますから、あえて期限を設けるという意味でいけば、可能な限り早くということではないかというふうに思っております。

繰り返し言いますけれども、できるかできないか、いつできるか分からないということも含めて、それはすぐに答えはできると、すぐにやれなくても、すぐにやれないという答えはすぐにできるということをしっかり頭に持っておけばいいんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

5 番三苫議員。

○三苫紀美子議員

まさに今、町長のおっしゃったとおりだと思います。何ていうのかな、言ったことを全部やりなさいと町民の方も言っていないんですね。あれはどうなったのかを誰に聞けばいいのかとおっしゃいます。

私たちも、年中町内を巡回しているわけではありませんので、なかなかお会いする機会がないので、そういう不平不満な声になると思います。今おっしゃるように、もうある程度中身が見える話ですね。うん、これは難しいので、ちょっと時間がかかりますよっていうような

情報を流していただくことが、町民の方はそんなにいつまでも待てるかとおっしゃるかもしれませんが、それは町民のわがままでございますので、一応そういうことで見えること、内容を少しでも各課で大変だと思います。何人も来られたら大変でしょうけど、その方たちが多分代表で、もし聞きに見えたときとかですね、聞きに見えなくても、このことについてはこういうことを今やっていますよという課長会議等で話が出た場合には、少し情報を流していただければいいかなと思いますので、絶えず協力体制と思っておりますので、厳しいことばかり言いますが、共に町民のために頑張ってまいりたいと意志を固くしているところでございますので、頑張らせていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井上敏文議長

5番三苦紀美子議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時5分。

午前9時52分 休憩

午前10時5分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

6番土渕茂勝議員の発言を許可いたします。御登壇願います。6番土渕茂勝議員。

○土渕茂勝議員

おはようございます。日本共産党の土渕茂勝でございます。

学校給食に、安全・安心・健康に良い有機栽培の食品の提供をということで質問をいたします。

最初に、教育長にお聞きします。

新しい学校づくりを進める中で、食育という考え方に立って、学校給食に安全・安心・健康に良い有機栽培の米、野菜を取り入れる考えはありませんか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

土渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

有機栽培の米、あるいは野菜というものを農薬とか化学肥料に頼ることなく、自然な土づ

くりを行った上で作られた米、野菜と定義してお答えしたいと思います、このような方法で栽培された米、野菜を使うことは、環境に負荷が少なく、また、望ましい自然環境や社会環境につながると考えられると思います。

全国的には宮崎県綾町や大分県佐伯市など、先進的に学校給食に有機栽培の米、野菜を導入している自治体があることも承知をしております、議員からも資料を提供いただき、ありがとうございます。

一方で、学校給食に使用するには、量的にも時期的にも安定的に供給されることが前提となります。さらに、価格の問題も大きな要因になるかと思います。

一般に流通している有機栽培の米や野菜は、普通栽培の米、野菜と比較して流通価格が高い傾向にあります。給食費を全額補助している本町にとっては、保護者に追加負担をお願いすることも難しいことから、有機栽培の米、野菜に切り替えることは難しいと考えております。

また、量的にも年間13.6トン米や多品目に及ぶ野菜類を年間を通して安定的に確保することは難しいというのが現状でございます。

ところで、江北町の耕地は、田が997ヘクタール、畑は58ヘクタール。江北町の畑のほとんどは現況、果樹園です。平地に広がる田に作付する米、麦、大豆が江北町の主要産物であり、二毛作の裏作で麦を作らない場合、タマネギを生産していることが多い状況にあります。また、野菜を大規模に出荷する生産者の方も多くはありません。

一方、先進的に学校教育に有機栽培の米、野菜を導入されている宮崎県綾町、あるいは大分県佐伯市などは、山間部に位置し、平野が少ないために、耕地面積が広く取れず、水も十分に確保できないことから、米、麦よりも狭い面積でも収益が上がる野菜が多く栽培されており、付加価値のある有機栽培の作付についても積極的に推進をされております。

このように、そもそも農業の特色に大きな違いがありますので、江北町産の有機栽培野菜を取り入れようとしても、給食の量を賄える量の生産がない現状にあります。

安全・安心・健康に良い食材を取り入れることは、私も食育の推進という観点から、とても大事なことでないと認識しておりますが、すぐにそれに切り替えることはなかなかできないと考えております。限られた給食会計予算の中で、安全な給食の実施をしている現状も踏まえ、現時点で取り入れるという計画はありません。

なお、子供たちの安全・安心な給食を提供することは大切なことと認識しておりますので、

学校における食育や必要な調査研究は、これからも行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

現在、小・中学校や幼児教育センターなどで子供たちが農業に触れ合う機会があると思いますけれども、今どのような取組をされておりますか。

また、子供たちが作った野菜、米を学校給食に部分的に入れるという取組はしておられますか、お聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

土渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

江北小学校におきましては5年生が総合学習の授業によって、この取組を進めておりますが、中学校の南のほうの田んぼに463平米あるそうですけれども、佐賀県農協青年部杵島支部の青年部の方々が指導して、いわゆる代かき、田植、稲刈りということで、年3回の事業を展開されております。

家庭科学習で御飯を炊くということで、残りは自宅に持って帰るというようなことで、250キロの収量の中で30キロほど小学校の児童に配布をされているということでございます。

一方、幼児教育センター、あるいは町内の保育園等でも、いわゆる稲刈りの作業をされておりますし、幼児教育センターでは田植と、そしてその稲刈りというようなことで、取った分をおにぎりにして食しているというような状況でございます。

農薬はそのまま使っておられるようですけれども、地元ということで、地産地消という考え方でセンターのほうも一応取り入れをいただいているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

ありがとうございます。

次に、地域振興課長にお聞きします。

昨年11月、産業厚生常任委員会は、有機栽培の先進地宮崎県綾町を視察し、完全有地の作物の学校給食に取り組むことへの町長の意気込みを知りました。今年の10月には、大分県の臼杵市を訪問し、豚ふん20%、草木80%で発酵させた堆肥、「うすき夢堆肥」を使った土づくりで、有機栽培の農産物を育て、学校給食や福祉施設などにも供給する計画を示されています。

この視察には、いずれも地域振興課の係長が同行され、一緒に学んでまいりました。地域振興課として、この経験をどのように生かせるのか。また、有機栽培の米、野菜を育て、学校給食に供給する上で、どのような課題があるのかお聞きしたいと思います。

また、昨年私は、12月議会でも同じような質問をしておりますので、その後の経緯も含めてお話をしていただきたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。宮本地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

質問の1点目、視察研修につきましては職員のほうも同行して研修をいたしました。

宮崎県の綾町では、キュウリなどの施設園芸、それから肉用牛、養豚などの畜産もなされております。綾町では、自然生態系を生かす農業ということで実践されているということでございました。

もう一つ、大分県臼杵市を今年視察されております。臼杵市では、ピーマンなどの施設園芸、ジャガイモ、お茶などの露地園芸をされております。米、麦についても臼杵市では生産をされているということであります。

こういった取組の中で、農業、林業、漁業を包括した、水資源による循環型社会の構築ということで取組を実践されているということであります。

一方で江北町におきましては、佐賀県特別栽培農産物表示制度という制度にのっとりまして、化学農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培、一般的な栽培の5割以下に低減する農産物を栽培しているということであります。

栽培されている農家は、米、麦、大豆農家が5農家、キウイフルーツを生産されている農家1農家が栽培に取り組まれているということであります。

今後、この経験をどのように生かしていくのかということにつきましてですが、視察先は、中山間地で半分以上が畑ということで、園芸作物を中心とした有機栽培により付加価値を高める農業を実践されております。

一方で江北町は、平たん部が約9割、水田が中心であります。米、麦、大豆を中心に耕地の利用率を高めて、収量をアップさせるということで営農がなされております。

こういった中で、江北町減農薬の栽培ということで取り組んでおりますけれども、現在江北町には環境保全型農業研究会という組織がございますので、栽培技術の研さんに努められている、こうした組織を支えることで有機肥料の活用、減農薬の取組の拡大を推進していきたいと考えております。

それから、質問の2点目ですが、学校給食に対する課題ということでありますが、生産量、種類を増やすことが課題であるというふうに考えております。

昨年の質問を踏まえてということでありますけれども、昨年の一般質問の後、有機農産物の流通の状況がどうであるかというところを調べたところ、江北町の環境保全型農業研究会は、「だいちの家」のほうに出荷をされておまして、その出荷量が年間で約6.2トンお米を出荷されております。

既に令和6年産の米については売り先が決まっておまして、学校給食に供給する、そこに回す量はちょっと取れないということで回答を得ております。

以上であります。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

江北町は古代米をはじめ、先駆的な有機農業の経験があります。また、「有機の里」の大きな看板が八町にある共乾施設にも今掲げられております。

現在も、先ほど説明がありましたように環境保全型農業として、有機研究会の活動も継続しており、米や麦、減農薬での大豆も作られております。

従来の農業、慣行農業ではありますが、「ベリーボタン」という農業後継者の組織もあります。この方々は、ちょうど子育て真っ最中の世代が多く、有機栽培の関心も強いと思います。そのことを強調しておきたいと思います。

次に、こども教育課長にお聞きします。

学校給食を直接担当されている部署として、有機栽培の米、野菜を取り入れる上でどのような課題があるのか、お聞きいたします。

また、現在の学校給食の仕組みについてもお話をしていただきたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。本村こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

土渕議員の御質問にお答えします。

まず、本町の学校給食の現状について説明をいたします。

現在、給食センターのほうで調理をしているのは1日当たり1,020食です。調理員10名、小学校、中学校、幼児教育センターの子供たちに給食を届けています。

食材の発注は、給食センターに勤務する栄養教諭が、商工会にある江北町納入組合に青果、肉、魚などは一括で発注をしています。

組合に加入している業者間の納入調整は納入組合が行っています。発注するときには、なるべく地元産の食材を納入してもらうように依頼しているところです。

主要食材のうち、町内産で賄っているものは、お米とキュウリが100%となっています。次いでタマネギが21.3%、その他、ニンジン、キャベツ、ジャガイモといった食材は量が賄えないため、県内産、国内産ということでお願いをしています。

また、青果以外の加工食品、缶詰、調味料、冷凍食品などは公益財団法人佐賀県学校給食協会に発注をしています。

本町の学校給食の現状は以上のとおりですけれども、有機栽培のお米、野菜を取り入れる上での課題については、まず、量が確保できないということですね。先ほど納入量の内訳を申し上げましたが、そこが1点です。

次に、コストですね。通常の農産物に比べて費用がやっぱり高くなってしまいます。また、今物価高騰等もありますので、コストの面が課題ということで考えております。

以上です。

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

課長にお聞きしますけれども、学校給食で米を使った給食、パンを使った給食があると思

いますけれども、米を使った給食というのは、週のうち何日ありますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。本村こども教育課長。

○こども教育課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

月に二、三日がパンで、それ以外は全てお米の給食となっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

最後に町長にお聞きしますけれども、その前にこれまでの答弁の中で、まず教育長のほうからお話がありました江北の農業の在り方から考えて、学校給食に有機の食品を提供するのは非常に難しいという話でした。もちろん、私はすぐにそれをやれということを言っているのではなくて、新しい学校、いわゆる義務教育学校を町長は公約に掲げられております。それを造る中で、この学校給食の中に有機栽培の米、野菜を導入していくと。もちろん、100%ではなくて、可能な限りそれを取り入れていくと、そういう条件はあるのではないかというふうに思います。

というのは、江北町は米が主な作物ですね。それと学校給食で必要なものとしては、タマネギ、ニンジン、それからジャガイモ、これが常時供給されなければならないというふうに言われておりますので、米とタマネギは十分その可能性はあるんじゃないか。あとは中山間地の集落もたくさんありますので、ニンジンとかジャガイモもその可能性は十分あるんじゃないかというふうに私は考えます。

最後に、町長にお聞きします。

今年の夏に私は、「夢みる給食」という映画を視聴いたしました。町長も見られたことがあるんじゃないかと思うんですけれども、この映画は、全国の有機農産物を使った給食の紹介をしております。

まとめて言いますと、この給食が1つ目、子供たちの健康にいい影響をもたらしている。2つ目が、農業者の収入が増え、後継者づくりにも有利である。3つ目が、有機農業が拡大することで、地域の自然が豊かになるなどの効果があることが示されていると思います。

そこで町長に提案したいのは、この「夢みる給食」上映会を企画してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

同時に、学校給食へ有機栽培の農産物を導入することについての考えをお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

土渕議員の御質問にお答えします。

今回、質問のやり取りの中で私が最後ということで、今それぞれの部署の責任者の答弁を聞きながら、正直言いますと少し違和感も感じながら聞いておりました。

まず一つに、私やっぱりこれは強調しないとは思っているんですけども、今回土渕議員からは、学校給食に安全・安心・健康に良い有機栽培の食品のという御質問でありましたけれども、少なくとも現状で安全・安心、健康によくない食材を使っているということはありませんから。ですから、そこはぜひ誤解なきよう、よろしくお願いしたいと思います。

町内でも、いろんな方たちが農業に従事をしていただいておりますし、その一つの特色として、有機栽培であるとか減農薬などに取り組んでいる方もおられますけれども、じゃあ、それだけでいいのかということだと思いますし、そうでない農業者の方も含めて、江北町の農業に従事しておられる方は、安全で、安心で、そして健康によい農産物をどなたもお作りいただいているというふうに思っておりますもんですから、有機栽培の食品でないと駄目ということについては、私、少し違和感を覚えます。

その上で申し上げますけれども、先ほど教育長のほうからは、あくまでも食育とか、やっぱり教育的観点から答弁をされたらいいんじゃないかなというふうに思いました。費用の問題であるとか、実際の数の問題まで言及していただきましたけれども、やはり教育的観点からいけば、例えば地元産を使うということは、子供たちにとって、とても教育的な効果があるから、ぜひ今賄えないならば、農業担当サイドが頑張ってください、江北町の農産物で全て食材を江北町が賄えるようにやってもらいたいと言っただけければ、それは実際できるかどうかは別ですよ。けれども、それがやはり教育的な観点からの考えじゃないのかなというふうに思いますけれども、お金がとか、数がとかいうことでしたけど、そこは本当にやろうと思えばできなくはない、すぐじゃないにしてもですね——というふうに思っています

し、私、お金の問題でもないというふうに思っているんですね。

というのも、御存じのとおり、江北町は現在給食費の無償化を実現しておりますが、今回御紹介いただいた綾町さんですとか、臼杵市は無償化されておられません。当然、そうした、例えば、地元産を使うとか、食材には一定の指定をすればコストは上がります。そして、そのコスト分については、実は市や町が補助をするというような形を取っておられまして、必ずしもそうした食材を使うことで、全て保護者の負担が増えるということにはなっておりませんので、江北町は無償化をしているからといって、じゃ全部無償化ということでもなくて、例えば、今のコストは町がきちんと無償化をしますと。ただ、その上で、そうやったいろんな指定をした食材をプラスする分ぐらいは、例えば保護者の方に負担をしていただくとか、そうしてでも、やはりそうしたものを出した方がいいのかどうなのかということは、私は決めるようなんじゃないかなというふうに思っておりますもんですから、今回、学校給食に安全・安心・健康に良いという意味でいけば、必ずしも私は有機だけではないし、お金の問題ではないのではないかというふうに思っております。

少し議論が拡散しているかなと思ったのは、地産地消という言葉があります。だから、今回その有機ということを言われるからですけれども、とにかく江北町の子供たちが食べる農産物、食材は、極力江北町産の農産物をということでいけば、それは地産地消の考え方として、有機かどうかは別としてですよということもあります。

ただ、一方で有機農産物じゃないと駄目というんだったら、江北町で取れる有機農産物だけじゃなくてでも、わざわざほかから持ってきてでも有機農産物を食べさせないということとは、やはり考え方が少しそれぞれ違うんだろうというふうに思うんですね。

ですから、一概に今、今回御質問頂いたことについてこうだということはなかなかお答えできないなというふうに思っております。

私にお尋ねいただいたのは、映画の上映会をということでしたけど、私もこの映画、とっても見たかったんですね。シアター・シエマであったんですかね——なんですけども、残念ながら、実はチャンスを逃してしまって、いつ見れる機会があるかなというふうに思っていました。ユーチューブで予告編とかは見れるんですけどね。

今探しても配信サービスで見られるところはちょっとなかったもので、ぜひ見る機会があればなというふうに思っておりますが、それと町として上映会をするということは、私は別の問題だと思っています。町が進める、これからやる取組を住民の皆さんに理解をしていた

だくため、または、その機運を醸成するため、例えば、今回手話言語条例の提案を3月に控えておりますけれども、そういう意味で、条例をつくるだけではなくて、やはり町民の皆さんの機運を醸成して、また、まさにそういう意識を啓発する、江北町が取り組もうとしていることに理解を深めるためのことであれば、そういうことも当然やるわけですが、今の時点で、町としてこの映画の上映会を開くということの目的といいたいでしょうか、趣旨というのは、なかなか今は見いだせていないというのが現実問題であります。

ただ、いかんせん、残念ながら今、私、本編をフルにまだ見ていないものですから、また拝見はぜひしたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

私が強調したいのは、有機ということがやっぱり大事だということで有機を強調しております。というのは、日本の農業は、諸外国と比べても化学肥料、とりわけ農薬を使う量というのは比べると言うとおかしいですけれども、でも、それほどを使っているということなんですよね。もともとは大体自然農法というのが日本の農業の在り方でした。

この間、つい最近なんですけれども、日本で一番おいしいお米ということで、NHKの、ちょっと標題を忘れましたけれども、米農家の紹介がありました。周りからすると本当に何をやっているのかと言われながら、有機農業を続けてこられたお父さん、そして、それを引き継いだ子供さんについてでしたけど。苦労は要るけれども、本当に安全で安心な米を供給できると。日本一のおいしい米と、そこに有機が持っている力があるというふうに思います。

もう一つ紹介をいたしますけれども、私は8月にこの映画を見ました。9月1日に上峰町とみやき町合同で、みやき町コスモス館というところでこの映画「夢みる給食」が上映されております。この取組は、2つの町役場、それから農協、農業者、飲食店経営者などが共同して、有機農業を推進しようという取組を始めたという記事です。

その中に、この会の中で、みやき町長さんがお話をされておりますけれども、みやき町長さんは、学校給食を核にして、有機農業を新たな産業として育成し、地域づくり、健康づくり、農業者育成の中心として取り組んでいきたいと表明されております。この上映会は、コスモス館というところで開かれておりますけれども、400人のこの会場にあふれるいろんな

方々、地域の人たちがこれに参加されております。

佐賀県でもこういう取組が始まったということを紹介いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○井上敏文議長

6 番土渕茂勝議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時50分。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

7 番池田和幸議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

皆さんこんにちは、7 番池田和幸です。久しぶりの、前は1 番だったですけど、今回は一番最後ということで、非常に緊張を保つのが今、抑えるのが大変な気持ちであります。ただ、しっかり、今日3 問出しておりますので、答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1 問目、町道門前～畑川線の道路改良と今後の予定は。

現在、道路改良工事が行われている町道門前～畑川線は、通学路交通安全対策事業として、令和3 年度から令和6 年度までの4 年間事業として計画されました。

令和4 年度は、測量調査設計委託業務として1,470万円が予算支出されました。令和5 年度当初予算では8,903万1 千円が計上され、5 年度の事業成果として、令和4 年度の繰越しを含め、3,845万2,130円で水路工事の一部が完了しました。

令和6 年度当初予算では、前年度より2,200万8 千円減額の6,702万3 千円が計上されています。現在は、12月14日まで、終日車両全面通行止めで工事が行われています。

ここで、ちょっと工事の現場をお願いします。

(パワーポイントを使用) これが南のほうから上小田のほうに来たときの写真であります。上の写真が最近解体をしていただいたところの図です。下のほうが、逆に北から南のほうのほうに向かって写したところです。道路拡張ができていますと思います。

これが途中から先のほうに永林寺保育園さんがあります。ここがかなり入り組んでいて、もともとこのほうに水路があったんですけれども、水路改良が非常に手間取っていまし

た。

拡幅で当然、道のほうも広がります。向かって左のほうに歩行道路を造る予定であります。

質問でありますけれども、1、現時点での工事の進捗状況をお聞きしたい。

2つ目、事業完了の予定はいつなのか、今後の工事計画をお聞きしたい。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

池田議員の質問にお答えします。

まず1点目の工事の進捗状況でございます。

町道門前～畑川線の道路拡幅工事の11月末の現時点での進捗状況につきましては、水路工や擁壁工などの構造物の工事における進捗率は73%の進捗となっております。

それと、あと構造物の工事と舗装工事を含めた全体の工事に対する進捗率につきましては、50%となっております。

続きまして、2点目の今後の工事計画ということでございます。

今後の工事計画としましては、水道管の移設後に水路工などの構造物を整備しまして、最後にアスファルト及びカラー舗装等の工事を予定しております。

なお、水道企業団へ委託している水道管移設工事における工法の変更や、一部工事区間による用地取得に時間を要しておりますが、事業完了としては来年3月末までに整備を行うように考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

はい、分かりました。一応来年の3月までの工事完了ということでよろしいですかね。

そして、今、課長のほうから上小田地区にカラー舗装を設置されました。ちょうどこの区間とは別に観音下から石原までカラー舗装、グリーンベルトが設置されていますけど、今答弁の中に、今現在されている工事の後にカラー舗装されると言われたんですけど、間違いないですかね、教えてください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

再質問にお答えしたいと思います。

カラー舗装につきましては、歩行者用路側帯、そこにグリーンのカラー舗装を行いたいと考えております。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

そしたら、すみません、モニターをお願いします。

（パワーポイントを使用）この写真はカラー、今工事されているところの北側になります。結局左のほうに永林寺保育園さんがあるんですけども、右側が杵島タクシーさんの入り口です。ここの区間、これから門前のほうまでの約80メートルぐらい、これが一切工事の区間に入っていないんですね。この区間が全然予算もついていないということで、非常に残念に思っています。

それでちょっと質問をしたいと思います。

3 つ目の質問で、通学路交通安全対策事業で、現在拡張工事が行われている以外の箇所、先ほど写真で示しました永林寺さん、それから白木酒店さんまでの間の対応はどうされるのか伺いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

では、3 点目の質問にお答えします。

現在拡張されている以外の箇所についてでございますが、現在、道路拡張工事が行われている永林寺までの区間につきましては、現道の最小幅員が3.5メートルと狭く、児童生徒の通学路や未就学児の利用道路であることから、交通安全対策として歩行者の安全確保のために必要最小限の整備方針で事業を行っております。

門前～畑川線における道路計画に基づき整備を行っておりますので、現在道路拡張を行っ

ている以外の整備については、今のところは予定をしておりません。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

すみません、モニターをお願いします。

（パワーポイントを使用）今、課長の答弁では、予定は全然ないということと言われました。これが、今課長が言われたところです。すごく狭いし、ガードレール也没有せん。こういう状態なんですね。

これは、門前のほうから、この上小田地区のほうに入るところです。ちょっと前にこの路線をちゃんと入りやすいように車線変更されました。ただし、今言われたとおり、道幅は狭く、こういう状態になっています。

切り替えてください。

再質問します。この区間は短い区間ではありますが、先ほど写真のように、水路にはガードレール也没有せん。以前に車が落ちそうになったこともありました。保育園もすぐそばにあります。すぐに対応をお願いしたいと思いますが、7 年度当初予算にもぜひ対応できないものか、伺いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

再質問にお答えします。

私も現場のほうも確認をしております。幅員が今のところ 4 メーターということになっております。路肩部分にはガードレールもないような状況でございますが、今のところ、計画としては先ほども申し上げたように、道路拡張の計画としてはございません。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

いや、私の質問にちゃんと答えてください。私は、令和 7 年度当初予算には駄目でしょう

かということで言いました。検討は何もしていただけないのでしょうか。

先ほどの写真で、ちょっと1回モニターをすみません。

(パワーポイントを使用) ここの部分ですね、昨日地元の方から電話がありまして、左側に橋がかかっています。今、左側の空き地が、永林寺保育園さんの駐車場になっています。この橋桁が、橋の裏側のセメントが今落ちてるんですよ。非常に危ないということで言われまして、今日たまたま一般質問でこの部分を上げていましたので、写真でちょっと紹介はできますよという話をしました。

これにちょっと写っていないですけど、下の水路にセメントのくずがどんどん今落ちていきます。当然、これは車が乗ると危ないような感じになっていますので、その辺も含めてですけど。

ということで、ぜひともその辺は、どうですかね、担当課長として答弁できなければ、町長いかがですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少しおさらいをしたいと思います。

現在、町のほうで事業を実施しております町道門前～畑川線の改良工事ですけれども、私今、ちょうど3期目をスタートしまして9年目になりました。ちょうど今から約8年ほど前、就任当初の江北町の道路事業といいますと、いわゆる町道門前観音下線、現在の魚市場のセブンイレブンから門前のほうに行っている道路ですね、あれを町道の事業としてやられていたんですね。そして、ちょうどその完成間近というのが私の就任のタイミングでした。

その時点で、担当課から引継ぎといいたいでしょうか、解説を受けたのは、これが今1期工事が終わりましたと。そして、今度2期工事は、これをさらに延伸させて、今の門前のところまで行くのが町の事業の次の予定ですということでした。

もし、それだけ町の事業でやるということになると、なかなかほかの事業まで正直手が回らない。そういう中で、上小田全体としての考えとしては、町道門前観音下線の事業を、言ってみれば優先させると。だから、それ以外のところについては、新屋敷の横道は、それが3期工事だというような話でもありましたけれども、というようなことだったので、その時点では、実は今やっている門前～畑川線の工事についても事業化はされておらずで

した。

正直言いますと、その時点ではそういう引継ぎでありましたので、特に今やっている事業をやるということにはしていなかったんですけども、幾つか要因が、その後の状況変化があったというふうに私自身は思っています。

1つには、先ほど御紹介した門前～観音下線、これは町の事業ではなくて、県のバイパス事業等をしていただくようになったということ、言ってみれば、それだけ町の負担というのは格段に減ったということでもあります。だからといって、代りにこれということでもなかったんですけど、もう一つは、永林寺の保育園の建て替えです。当初、永林寺保育園さんの建て替えも別の場所で、今、ひとのねさんは別のところになりましたけれども——での建て替えということも検討しておられまして、もし、永林寺さんが、あの場所で建て替えをされておられなければ、もしかするとこの事業自体は実施をしていなかったかもしれませんが、最終的には同じ場所での建て替えということも決められましたし、さっき負担の問題でいけば、そういう事情もありましたし。

それともう一つは、今回、池田議員が御質問をいただいていますけれども、池田議員をはじめ、既に引退をされた坂井正隆議員も上小田の御出身で、やはり地元の議員の皆さん方の熱意というのもあったと思います。

正直言いますと、我々執行部の中では、いやいやいやいや、ちゃんと地元まで話をして、もうとにかく門前～観音下線を延ばすということに決めたのだから、今頃言われてもというような意見も正直ありましたけれども、やはりそうした地元議員からの要請もありましたし、実際安全対策を考えたときに、永林寺もここで建て替えられたということで、とにかく必要最小限の安全対策に資する事業はやりますということで、現在の事業化をしておるところでありますし、先ほど言いましたように一番狭いところは3.5メートル。物理的にもう、昔で言う5ナンバーが1.7メートル範囲ですけど、もう3ナンバー超えると、これは超えるんですね。そうすると、もう今はもう3ナンバーの車はもう3.5メートルだったら離合できないというようなこともありました。しかも、そこに歩行者が通るということだったので、とにかく必要最小限、まずは早期の効果発揚ということで、今の事業を予定させていただいているということなんです。

ですから、当然、今の事業期間を決める、また、事業の内容を決めるに当たっては、地元議員だけじゃなくて、議員の皆さん方にもお話をさせていただきながら、個々に進めさせて

いただいています。

もちろん、町内いろんなところに安全対策も含めた事業をすべき箇所というのが、ちょっと言ってみれば順番待ちしている状況なんです。その中で、今申し上げたような経過があつて、この門前～畑川線というのは、当初は予定していなかったけれども、事業の実施までは今やらせていただいていますということです。

今回、それ以外の場所もということでもありますから、これは当然、ほかにも町内一円見渡すと、いろんな事業の必要な箇所を、今順序立てて計画をつくってやっておるものですから、やはりその中での検討ということになりますから、やる、やらないということをここでは申し上げることにはならないです。やらないと言ってるわけじゃありません。ただ、では、じゃ7年度にということについて言えば、なかなかそういう状況の中で、7年度に即事業化ということは難しいんじゃないかと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

分かりましたけれども、1つ、今頃になってと今町長言いましたね。今頃になってじゃないですよ。私、議員になって22年目ですけど、20年間言い続けてきました。それはもちろん、前の町長さんのときからですから。だから、今頃になってだけは、それは間違いです。それこそ、前の先輩である谷口議員さんから坂井議員、そうやって、やはり地元の方からずっと懸案になっていた箇所でもありますから、それはもうそれだけ——ま、いいです。

ちょっと時間がないので、このほかにもまだ畑川線のことを言いますので、次に進みます。

町道門前～畑川線の質問は数回にわたり伺ってきました。特に、道路拡張については重点的に質問を行いました。今年度は、交差点及び路側帯のカラー舗装化事業が実施され、道路の幅が確認しやすくなりました。

ちょっとモニターですみません。

(パワーポイントを使用)これが今カラー舗装を右側にしています。これは観音下地区にあります。ずうっとこのようになっています。ただし、ここの道幅が分かりますけども、狭いですよね。車1台しか通れません。こちらもそうです。とにかく家のほうにまで

入ってくるような形の離合しかできません。

ここが数年前に拡幅してもらって、離合箇所がこういうふうに若干できています。これは今回カラー舗装のために、分かりやすく交差点が出ています。ただし、この先は右側に新しく家もできましたけども、道路幅は非常にこういうふうに狭いです。

これがまた、その先の畑川のほうに行く道ですけれども、ここも狭くなっていますけど、先のほうが離合箇所が見えます。これは逆のほうから見たところです。離合箇所が右に少し見えますけれども、とにかくここもかなり狭く、車1台しか入れません。

これが古賀病院手前の一番狭いところですね、こういう形になっております。

こういう形によって、やはり離合箇所が数か所できはしましたけども、カラー舗装になって余計にこの道幅が狭くなったのが確認できるようになってしまったということです。

それでは質問ですけれども、観音下地区内で離合箇所は設けてありますが、狭くなっている箇所があります。この箇所について、区からの拡張の要望等はありませんか。

2つ目、以前の質問に、地元からの要望や協力があれば、離合箇所を含め検討すると答えてありますが、要望とは別に検討はされたのですか、お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

池田議員の4点目の質問にお答えします。

観音下区からの離合箇所に設ける拡張の要望があったとかということでございます。

先月の末に観音下区より馬頭観音から古賀病院さんまでの区間における歩行者の安全確保のための町道拡幅工事についての要望書が提出されております。

これまで、この区間につきましては、4か所の離合箇所の整備を行っております。

要望書が提出されて間もないために、これからの協議となりますが、町全体の道路整備計画と合わせて検証する必要があるということから、検討する時間をいただきたいと考えております。

5点目なんですけれども、要望とは別に検討されたのですかということでございます。

離合箇所として活用をとということで土地を寄附していただいておりますが、その後の検討は現在行っておりません。

観音下区より要望がありましたので、そこも含めて検証をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

今回、私がこの質問を出すときに、出した後やったですかね、通告のときに、たまたまというか、観音下区のことですから、区長さんのほうに一応こういう内容で出そうと思っていますと言ったら、偶然にも要望書を出すつもりだと言われまして、たまたま偶然なんです。ちょうど観音下の区長さんと話しているときに、そしたらもう先にしっかり質問してくれということで言われましたので、ちょっと再質問をしたいと思います。

今回、観音下地区からの要望書が上がっていると今言われました。観音下の区長さんから、内容的には民家の敷地内へ進入があったりとか、路肩から車両転落事故が発生すると聞いています。

地元から要望書が出るくらいに道路拡張については深刻に捉えてもらいたいんですけども、その辺については、先ほど検討は今までなかったということで課長の答弁があったと思います。特に、町のほうに寄附をされたというのを私も初めて今回区長さんから聞きまして、そういうことがあったのに、何も要請がなかったから検討がなかったということで理解していいですかね。確認をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

再質問にお答えしたいと思います。

要請がなかったから検討していないというわけじゃなくて、その一部の区間で寄附を頂いているんですけども、そこ以外も含めて、その区間ではちょっとどうしても離合箇所が足りないということでありますので、隣接部分も含めて検討をする必要があると考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

今課長が言ったのは、今回要望書が出たことに対してですね。私が聞いているのは、その前にそうやって町のほうに寄附もして拡張をお願いしたいという最初にあったとき以降に、何も検討されていなかったんじゃないかなと、それを言いたいわけですよ。それが再度地元からの要望がなかったから検討されなかったのかなということを聞きたいんですけども、その辺は分かりますか。そのときの担当課長じゃないかなとは思いますが、当然。ただ、そういうことは、やはりちゃんと引継ぎがなかったのかなと思います。

ちょっと時間もありますので、先に進めたいと思います。

今回、こういう形になってはいますけれども、将来的にやはりこの道の拡張については、先ほど町長が、7年度中には難しいかも分からないと言われました。ただ、それは検討にはやっぱり今回、特に区長さんからも出ていますので、ぜひとも課題検討に上げていただきたいんですけど、いかがですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

もちろんそうです。ですから、7年度の事業化ということを言われたので、今申し上げたように町内一円、いろんなところで、要整備改良対策箇所というのが、ちょっと見てもやっぱり列をつくってるわけですね。ですから、当然その中で考えさせていただくという意味で申し上げたわけであります。

先ほどの要望の件については、要望をいただいたことは知っておりますけど、まだここで明確にお答えできるほどの庁内での共有とか、それこそ検討ができていないもので、そこはちょっと御容赦いただきたいんですけど。

さっき、今頃になってと言ったのは、池田議員のことを申し上げたのではなくて、私が引継ぎを受けたときに、これだけの町道門前～観音下線の事業をするに当たっては、それ以外の周辺の道路については、当然やらない前提でということで調整ができていますということだったもんだから、だから、要望をいただいたときに、そうなっているのに、何で今頃になって、それはやってということになるのということを、庁内でそういう話があったということなんで、池田議員についてそういうことを申し上げているわけではありませんし、これまで、それこそ長い期間、上小田の振興に御尽力をいただいていることについては敬意を表させていただきますが、結果としては、それこそ皆さん方の熱心な御要望もあって事業

化をしていると。

しかも、ただ、そのときに、これだけやりますということは申し上げているもんだから、この事業はひとまずここが一つの区切りであります、それ以外については当然検討はさせていただくという意味で御理解いただければと思います。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

はい、もうぜひともその辺は検討をお願いしたいと思います。

それと最後の質問ですけど、今年度、上小田地区に防犯カメラの設置を予定しております。白石地区防犯協会を通じて進めています、安全で住みやすい地区をアピールするためでもあります。場所は、これからお見せします街路灯に設置する予定です。

ただし、これがさび等が多く見られ、先々大丈夫なのか不安なので、関連でありますけど、検討していただきたいと思います。モニターをお願いします。

（パワーポイントを使用）街路灯が2基ありますが、右のほうに1つ防犯カメラを設置する予定です。

もともとは、この30と書いてある電柱に設置する予定でしたけども、なかなか九電さんとの交渉がうまくいなくて、非常に問題がありましたので、一応水銀灯に設置、これは町の持ち物ですから、許可がおりまして、もう多分今月中にできるか、できないかという感じです。左側は、ちょうど先ほど道路改良の入り口であった左側にも水銀灯があります。2本ともさびだらけですね。

そういうことで、これは7年度中にお願いしますとは言えませんが、これぐらいは検討というか、すぐできるんじゃないかなと思いますのでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどちょっと言い忘れましたけれども、事業もいろいろあります。今回の門前～畑川線は、まさに道路改良事業ということなんで、当然一定の予算をかけて、一定の期間をかけてやる事業なわけです。でも、それだけではなくて、それこそ応急的とか、安全対策という、

言ってみれば、そうした事業もあるわけでありますから、それまで順番待ちと言うつもりはありませんし、今回御質問をいただいたことを含めて、やはり応急的に、緊急的にでも取るべき安全対策等は当然やらせていただくということで御理解頂ければと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

それでは、2 問目に行きたいと思います。

2 つ目、求められる部活動の地域移行。

スポーツ庁からの説明では、学校部活動は、学校教育の一環として、学校の責任下で行われる活動を示しており、部活動指導員や外部指導員といった地域の方々に参画いただいたり、複数の学校で合同練習を行ったりすることを地域連携と称しています。

また、地域クラブ活動は、社会教育の一環として捉えることができ、スポーツ基本法や、文化芸術基本法上のスポーツと、それから文化芸術として位置づけられているものです。したがって、学校ではなく、地域クラブ活動の運営団体、実施主体が行うものであり、学校活動とは、そもそも責任主体が異なります。学校部活動を地域クラブ活動に代替させていくことを地域移行と称しています。

2022年12月に、スポーツ庁と文化庁の両庁名で、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが策定されました。地域移行は既に、モデル校で試行的に取り組まれています。公立中学校の休日部活動については、2023年度から2025年度までの3年間を改革推進期間として地域以降に段階的に取り組み、可能な限り早期に実現することを目指すものとされています。

ここで質問ですけれども、我が町の部活動の地域移行について、現在どんな取組をされているのか。

2 つ目、地域クラブ活動への移行への取組は検証されているのですか、お願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。今年の9月議会で、町の教育に関する諸課題を解決していくことが教育委員会として最も優先優先すべきであり、今後3年間を重点取組期間として具体的な目標を設定した上で、着実に前に進んでいきたい。義務教育学校については、引き続き検討が進むこととしますが、まずは教育課題の解決にめどをつけることを優先したいと考えていますと所信表明をいたしました。

部活動の地域移行も重要な教育課題の一つであることから答弁をさせていただきたいと思っています。

地域移行に対する教育委員会の取組は、昨年8月に中学生と教職員を対象に、部活動に関するアンケート調査を実施いたしました。令和5年度から地域スポーツクラブ活動体制整備事業に取り組まれた佐賀市など県内4市町の実証結果を踏まえて、教育委員会内で江北町の子供たちにとって望ましい部活動の在り方について検討を重ねております。

部活動の地域移行については、令和5年度から7年度までの地域移行を達成する改革推進期間として設定されております。議員のほうからも御説明をいただきましたけれども、各自治体の検討準備状況が様々であること。部活動指導員の活用を含んだ地域連携の推進など、多様な進め方が考えられ、また、移行期間を限定しないようにという意見も出されております。

さらに、先進地域の実施上の課題も明らかになってきました。そこで国の方針は、部活動の地域移行から、地域部活動の拡充を重視する部活動の地域展開へと転換してきたことなど、江北町における部活動地域改革の考え方を改めて見直しているところでございます。

既に、地域移行となった部活動はありませんけれども、部活動の地域移行は、先ほども申しましたように四つの教育課題の一つとして、関係者の皆様方と重点的に協議を行ってまいりたいというふうに思っております。

続いて、御質問の2つ目ですが、地域クラブへの移行への取組の検証ということですが、部活動の地域クラブへの移行の取組については、県内外の先進地域での検討結果が出ています。地域クラブへの移行については、成果と同時に、解決すべき様々な課題が明らかになっています。

成果としては、第1に部活動の改革の方向性について、生徒、保護者及び教職員等のアンケート結果を反映することにより、学校と地域が共通理解できたこと、第2に、地域クラブへの移行に伴う諸課題が明らかになったこと、第3に、運営体制や、その運営の中核となる

コーディネーターの重要性が明らかになったことが挙げられております。

一方、課題としては、責任の所在、指導者の確保と育成、指導者への謝金等の財源確保や、保護者負担の問題。活動場所の確保、生徒の移動手段、スポーツ保険の加入なども挙げられております。

教育委員会として、こうした他の市町の取組も参考にしながら、子供たちのために持続可能な形で部活動の地域展開に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

先ほど同僚議員が質問をしていますので、質問していないことをちょっと質問したいと思います。

3 問目の専門性や資質を有する指導者を確保することへの考えはということと、4 問目の休日の大会参加の引率に対する負担等への対策はどのように考えていますかという質問は、先ほど同僚議員のほうでお答えになっていますので、この質問に対する答弁は必要ありません。

ただし、ちょっと画面をお願いします。

(パワーポイントを使用) 町民の方にも少し分かりやすいように表がありましたので。

これが、まず休日の地域クラブの活動で、市町村、それから総合型地域スポーツクラブ、民間事業者と、こういう形で、今度がらっと変わるところもあります。特にある県では、全く学校がタッチしない。民間に部活動を全部委託されるところもあります。そういう形で、もう既にそういう取組をされているところもあると聞いてます。

それでは、再質問したいと思います。

教師等の中には、専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する者もいると聞きます。このような教師への対応はどうされるのか。

また、2 つ目、白石町では、陸上部と白石町アスリートクラブが連携した地域移行、町内の中高が合同で活動されているとの新聞記事がありました。

地域移行後も安心して地域でスポーツ活動が参加できるような体制づくりが必要になってくると思いますが、課題への取組は考えていらっしゃいますか。

2問お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、教職員の希望ということで、中学校の校長とも話をしておりますが、なかなか地域展開というのが思うようには進んでいない段階です。したがって、部活動を現在指導されている方が、いわゆる二本立てといいますか、学校現場での部活動の指導ということで続けていくことと、それから地域展開を今後、スポーツ協会、あるいは文化協会の方々等と一緒に話をしていきたいな、協議をしていきたいなというふうに考えております。

それと教職員というのは、そういう意味では一生懸命部活動に取り組みたいということと言う方と、それからなかなか専門性を持っていてもできないと言う方がいらっしやいまして、教職員の回答では、負担感とか専門的な指導ができないことで、ちょっと不安を感じている職員もいます。

教職員の69%、江北の中学校のほうでは、休日の部活動から学校へから地域へ移行するということに賛成してある職員もおります。

いずれにいたしましても、専門的な指導ができる地域指導者をたくさん確保していく必要がありますし、それから、教職員が学校でずっと培ってきた部分を、いわゆる部活動の形で取り組んできた生徒指導面とかの子供たちの育成というの、しっかり見ていく必要があるなというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

すべきこととか、やるべきだと思っていることは、先ほどのごと大変丁寧に答弁をされましたけど、端的に言えば、今回、江頭議員からも御質問いただきましたけど、地域移行が進んでいるか、進んでいないかということでは、進んでおりません。何をやっているか——ほぼ何もやれておりませんと私の目には映っておりますし、そういう認識であります。

今回、義務教育学校を少し先送りしてでもということ、一つにはやっぱり学力の向上、

それと子供の居場所、それとこれに関連した部活の地域移行。

実は、この最初の2つは、総合教育会議などを含めて、ある程度、その課題とか、今後の方向性も整理が実はできているんですよ。なので、恐らく来年度の予算からは、学力向上のための取組とか、子供の居場所づくりのための予算というのは、もう自分も少しイメージができていますが、部活の地域移行については、まだそうしたところまで達しておりませんので、当然、ほかの市町に比べれば大変立ち後れたままであるということです。

まだ今の時点で私は正直よく分かりませんので、いろいろ言われていますけれども、多分これからそういう意味では課題であるということは認識をしていただいていますし、来年度から何らかの形で取り組む必要があるということも認識をしていただいていますけど、その方向性としては、今の時点では、まだ部内では実は共有がうまくできていない。ただ、これからやるということだというふうに私は思っております。

それで、部活の地域移行、先ほどどこかではもう部活をやめたと、一昨年だったですかね、佐賀大学の附属中学校も部活をやめるというようなのが出ておりました。どういうことかという、どうしても佐賀大学の附属中学校は、地域移行をしようにも、移行する地域というのが、もちろん佐賀市にはありますが、ほかの市町立の小学校みたいにないので、恐らく地域移行しようにも、多分移行する地域がないということなんだと思いますし、例えば、私立の学校なんかも中高一貫とかありますが、どこか地域にということにはやっぱりらないですよ。ということで、恐らく、そうでない方策というのを考えておられるんだというふうに思います。

もう一つ私が思うのは、部活の地域移行と言うけども、地域に移行した後の部活って、部活なのっていう、ちょっと逆説的な言い方ですけど、多分そういうことから根本的にやはり議論をして、江北町らしい部活の地域移行といいましょうか、今展開と言うようですが、していく必要があると思います。

これで最後にしますが、昨日ちょっとあったように、吹奏楽を習いたいとか、やっぱり江北の小学校の——私も実は、直接強く子供からそれを、要望を受けたことがあるんですよ。だから、今ある部活はどうしようかというだけじゃなくて、やはりいろんな興味、関心が多様化している中ですから、それこそ、近くの学校には吹奏楽部のある学校もあるわけで、相互乗り入れ的なこととか、そういうことも含めて、もっと幅広にということですか、やっぱり考えていくということが、教育的観点からの部活の地域移行だと私は思っています。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

同僚議員の質問に対しても、できていないということで教育長が言われました。できていないんじゃないくて、やっぱり町長が今言ったから、私も言おうと思っていたんですけど、やはりその辺はもう少し、前向きじゃなくて、どこもやっているわけですよ。だから、先ほど白石町の取組を紹介したんですけど、やっぱりそれ並みに足並みはそろえていただきたいということを一応お願いして、次に行きたいと思います。

3 問目、草場ため池のゲート改修。

草場ため池は、農業生産に不可欠な農業用水を供給する農業用ため池です。また、火災等による防災用としても不可欠なため池です。

今年の猛暑により、水源の確保が必要となりましたが、草場ため池の底ゲートが機能しなくなり、農業用水の供給の確保に重大な被害を及ぼすことができました。ため池に対して、操作員の世代交代や管理組織の弱体化により、日常の維持管理が適正に行われていない状況もあったかと思います。

質問ですが、1、草場ため池は、防災重点農業用ため池として指定されていると思いますが、改修に対しての補助事業はありませんか。

2 つ目、ため池の防災減災対策に活用可能な補助事業としての捉え方はできませんか、お願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

池田議員の3 問目の質問にお答えしたいと思います。

草場ため池のゲート改修についてということでございます。

まず1 点目の補助事業がないかということでございます。

まず、農業用ため池の管理につきましては、農業用水の確保を図るために、地元の方で草刈りや施設の点検、補修などの維持管理を行われております。

草場ため池につきましては、防災重点ため池に位置づけられておりまして、農村地域防災

減災事業を活用して、防災工事の補助事業により整備することとなっております。ただし、計画とか国との協議、あと実施設計などが必要となりますので、最短でも令和11年度の着手となっております。

これは以前も同様なケースがありまして、花祭地区の飛郷ため形においても、斜樋の改修をストックマネジメント事業により地元負担30%を負担していただいて改修工事が行われております。

それとあと2問目ですね、ため池の防災減災対策に活用可能な補助事業としての捉え方はできませんかということでございます。

ため池の防災減災対策につきましては、地震・豪雨耐性評価の結果に基づきまして、防災重点農業用ため池緊急整備事業の防災工事に順次取り組んでおります。

今、上畑川を着工しておりますけれども、その優先順位としましては、貯水量10万トン以上とか、あとは崩壊した場合の周辺の影響度が高い順で工事に取り組んでおります。

草場ため池につきましても、10万トン以下でありますけれども、優先度が高い10万トン以上のため池の事業が進み次第、順次着手を考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

モニターをお願いします。

(パワーポイントを使用)これが今回、草場ため池の斜樋と、それから右側のほうは、上のほうのゲートです。取水口です。下のほうは何で写真がないかといいますと、左のこのローラーの上に載っている斜樋の下に底ゲートがあるんですけど、そこまで結局水を落とせないわけですよ。それで今年、水が足りなかったわけです。

なぜ落とせないかというと、ハンドルのところと、それから回らない状況があったもので、今回どうしても来年のためには事業を入れないと、また同じような今年みたいな渇水対策をしないといけないという状況で今回一般質問を出しております。

先ほど課長のほうから、支援のための事業で幾つか言われましたけれども、ほかに、例えば農業水路等長寿命化、防災減災事業とか、水利施設管理強化事業等があります。こういうのも含めて、できれば検討をお願いしたいと思います。

それと、続けてですけれども、改修工事に対しては多額な金額が発生するようです。農業従事者の減少傾向の中、持続可能な農業を進めるためにも改修への対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。武富基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

再質問にお答えしたいと思います。

ほかのメニューの事業もありますけれども、そこにつきましても一応採択基準というのがありまして、最低でもやっぱり二、三年はかかるという補助事業です。これはかかると思います。

地元の多面的機能支払交付金とか、そういったことも緊急になれば、そういったものを活用されて整備すれば応急的な補修が可能になるかと考えております。

それとあと、災害で防災減災に対する補助事業の考え方ですけれども、受益者の責任に帰すべきではなく、自然災害からの未然防止の観点から事業を行っているため、通常の農業農村整備事業よりも受益者負担は軽減されておりますけれども、さらに農村地域防災減災事業などの補助事業を活用しながら、農業者の負担軽減を図れるような事業に取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

はい、分かりました。

再質問で、まず、今年の12月4日に佐賀県ため池保全管理サポートセンターが主催する技術研修会に私は行ってきました。その中でサポートセンターによる災害を未然に防ぐためにどうすればいいかというような研修でした。

研修が、我が町のため池にサポートセンターの利用はあったと思います。私もほかのため池で立ち会いはしましたが、草場ため池に対しては点検サポートはあっていないんじゃないかと思います。その辺は、ぜひともそういう情報というのはしていただきたいと思います。

そして、振興課長に質問したいと思います。

先ほどストックマネジメント等について基盤整備課長のほうから言われましたけれども、地域振興課長にお伺いします。例えば、草場ため池の斜樋や取水栓に対して、ストックマネジメント事業を活用して改修はできないものか、伺いたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。宮本地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

農業水利施設ストックマネジメント事業の御質問でございますけれども、現在の計画が令和6年から令和8年の3か年間の事業ということで行っております。

この間の計画変更ということで草場ため池の斜樋、追加することはできますけれども、令和7年度事業につきましては、既に8月でもう締め切られておりますので、最短で行うとしても、令和8年度の実施になるということでもあります。

以上であります。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

今、両方の課長のほうから、基盤整備課のほうでは、もう防災震災関係では、令和11年度ということをやられました。地域振興課のほうではストックマネジメントに関しては8年度以降ということですので、今、生産者、耕作者のほうから私が話を聞きますと、すぐにでもしてほしいんだけど、できれば最短でできる場所をお願いできないかということ聞いています。

だから、ストックマネジメントのほうでも8年度に組み入れてもらえれば、今回の草場ため池の、例えば取水に関しても制限をしながら、もたせながらですね、7年度はやっていくということまで地域の方から私は聞いています。その辺を含めて、最終的な結論は、ここでは出ないかも分かりませんが、取扱いに対しての基本はちょっとここで聞きたいと思いますが、いかがですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私なりに整理すると、選択肢が3つあるということだと思います。1つは、先ほど基盤整備課が言いました防災重点ため池の整備事業、防災ため池であるからできるんですけど、逆に言うと、その制約もあるというかなと思っています。これだと地元負担はなし。ただ、最短、令和11年度になりますということです。

先ほど地域振興課長が言ったストックマネジメント事業で行きますと、最短令和8年度でできます。ただし、地元負担がありますということですし、逆に地元負担がなくて早いということであれば、多面的支払交付金を活用すれば、当然適宜、やろうと思ったらできると。この3つだと思うんですね。

ですから、今回は特に農業関係にも影響するので、今年は幸いそれで何とかしのげたということなんですけど、すぐにでもすべきなのか、8年度まで待てるのか、11年度でもいいのかというようなことと、もう一つは、このストックマネジメントを仮に8年度にやった後、その後にやるようになる防災重点ため池整備事業をやったときに、また斜樋に手を加えとかいうことになる、ちょっと手戻りになって、この事業に影響がないのかなあというのが少し懸念材料であります。

いずれにしても、早いほうがいいのか、安いほうがいいのかと言うと、ちょっと語弊がありますが、そこはぜひ池田議員含めた地元の方と協議をして、やっぱり早めにどれがということを決めていかなければいけないと思います。

ちょっと時間がないので、一言だけいいですか、補足。

先ほどの部活の地域移行、このまま江北町が何もやらなくなると、江北町の子供たちは近くの町の部活に全部参加しに行かなければいけないようになるんじゃないかと私は思っています。もう子供の数全体は減るわけですから、やはり、近隣の市町と一緒にやっていかざるを得ない。ところが、やはりそういう地域移行が進んでいないと、地域移行をしたところに行く必要が出てくることになるんじゃないかと私は思うものですから、やはりほかの市町から集めるような、やはりそういう意味で江北町の地の利というのがあると思うので、ほかのところに後れを取らずどころか、やはりほかのところに先鞭をつけて、江北町がいろんな、多様な部活というかな、中学生の活動の場を早くつくるということが、子供たちにとって大事なことだということを確信いたしております。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員、時間です。

○池田和幸議員

はい、時間が来ましたので、これで一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○井上敏文議長

7 番池田和幸議員の一般質問をこれで終わります。

午後から総括審議となっております。

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午前11時51分 休憩

午後 1 時30分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

会期日程により、総括審議、委員会付託となっておりますので、逐次議案の審議に入ります。

日程第 2 報告第 2 号

○井上敏文議長

日程第 2．報告第 2 号 令和 6 年度江北町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。8 番西原議員。

○西原好文議員

今回は衆議院議員選挙についての予算の補正だということで、参考資料の 1 ページで御質問いたします。

今回の衆議院の解散時期というのが、10月9日であります。補正予算の内訳、人件費で選挙事務従事者の時間外手当とか会計年度任用職員の報酬、物件費については毎回同じ掲示看板の設置から撤去あたりは分かるんですね、専決処分日が令和6年の同じ告示日になっております。今回は衆議院選挙に係る予算の要求をされているというふうなことで、その流れというか、最終的には増減が発生し、それをいつ頃報告されるのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、一般会計補正予算（第3号）ということで、10月27日に執行されました衆議院議員総選挙の選挙費の分もお願いしております。

これについては、衆議院の解散の時期が10月9日ということで、10月27日に投開票が行われるということが分かっておりましたので、その分で10月9日に専決処分ということで、前回の衆議院議員選挙費の分を参考として算定をしております。10月9日に専決処分ということでしております。

今、その選挙費分の精算を行っております。歳入分の選挙の委託費精算とか、そういったところも行っておりますので、今後予定としては12月16日頃、精算分の提出をする予定としておりますから、その後に精算をする形になろうかと思っております。（発言する者あり）

その精算の書類提出が12月16日なので、その後、精算という形になろうかと思えます。恐らく年度末ぐらいになるんじゃないかとは思っておりますけれども、予定としております。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

ですから、その専決処分日が10月9日というふうなことで、解散が決まった日ですね。それから、早急に選挙に係る費用を多分計算されたと思うんですけど、やっぱり選挙従事者の時間外手当とか、会計年度任用職員の報酬等というのは概算でも多めに計上しておくという形になるんですか、それとも、前回の衆議院選か参議院選のときの例を挙げて金額の請求をされたということになるんですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の再質問にお答えしたいと思います。

選挙の時間外の経費については選挙の基準が決まっております、その委託費の基準が決

まっております、大体これぐらいという基準はございます。それに応じた形でということ
でなるんですけれども、主に先ほど申したように、前回の衆議院議員選挙の経費を参考とし
て同じ形で算定をしておりますので、人数とか、そういったところは変わりないです、会計
年度任用職員の数とか。（「分かりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「即決」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま即決の声がありました。質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入りま
す。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、報告第2号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第3号）
の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第3 議案第41号

○井上敏文議長

日程第3．議案第41号 江北町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題と
いたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第
36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第41号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第42号

○井上敏文議長

日程第4．議案第42号 江北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

私、杵島地区衛生処理組合の監査委員をしておりまして、実はこの増額についての情報を知りまして、先月、監査の折に衛生処理組合自体の増額は何かあるんですかと聞いたら、それは組合としては今回何も上げておりませんと。ただ、し尿を処理されている各白石、大町、江北の業者さんが合同に話し合いをされて、今回、同一的な値上げをお願いされているということでした。

これは、杵島地区衛生処理組合以外のところとの比較あたりはされたんでしょうか、そこら辺が分かればよろしく願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

西原議員の御質問にお答えします。

県内のし尿くみ取り料の手数料につきましては検討といいますか、参考にさせていただいておるところでございます。中身自体につきましては、3町、白石、大町、江北で事務担当者協議を2回、担当課長協議を2回、3町以外のほうも調べております。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

調べておられるなら違う地区との比較は再質問でどうでしょうかというのを聞きたかった。よその町との比較、うちの杵島地区衛生処理組合を構成する処理業者とよその地区の処理業者との違いはどの程度あるかなというふうなことで興味があったもんですから、そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

西原議員の御質問にお答えします。

改定前はほかの市町と比べまして杵島3町につきましては、下から5番目のほうに位置づけがされているところでございます。（「県内でね」と呼ぶ者あり）県内です。

改定後につきましては、ちょうど中間ぐらいのほうに位置づけとなります。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

5番目とかと言われておりますが、全部で何組合あるんですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

ちょっと数えますね。同じ市でも町によって違うところもありますので、現在、料金設定をされているところは県内で22地区あります。その中で、大町、江北、白石が統一料金ということになっております。（「それが5番目」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

大町、江北、白石で組合があるというよりも、今回、要望はこの3町の事業者さんの連名でいただきましたので、先ほど担当課長がお答えをしたのも、組合の数じゃなくて、合併したところなんか本当は合併調整事項だったんでしょうけど、多分市内でも料金が違うということがあったらと思う、22ですからね。

その上で言うと、実は前回の改定ときはもう少し広いエリア、例えば、武雄市とかというところと一緒に改定をしたんですよ。やはり近隣で、だから、同じときに改定しましょうというふうなことをやっておりました。ところが、いつの間にかというか、武雄市が令和4年に既に改定をされていて、今回、私どもで改定をしている額で既に改定済みということになりましたもんですから、当然、結果的には武雄市の現行料金とかは同じ額になります。

ただ、衛生処理組合のほうは3町でやっているから3町については話し合ったというふう
に御理解いただければと思います。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

よく理解できなかった。3町の料金は一緒だということですね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

3町の料金ですけれども、18リッター当たりにつきましては、今回統一ということですが、ほかのものにつきましては、必ずしも統一ではないという答えになります。

○井上敏文議長

6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

18リッターは同じですね、そのほかのことではそれぞれ違うと。それはどう違うかという
のを説明をお願いします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

実は、今回の改定を江北町として考えるときにもそこも議論をしました。3町、実は統一
料金ではないんですね。細かく言えば税込み、税抜き、今回、江北町は税抜きで202円、税
込みですと222円にしますというふうに言いましたけれども、これは白石町と同じなんです
よね。ただ、これは90リッターを超えてというか、白石町はちょっと違うんですけど、要は
18リッター当たりの料金設定は江北町と白石町は同じです。税抜き202円の税込み222円。

ところが、なぜかというといけないですけれども、大町町は税込みの222円という表示を
されているんですね。だから、ここは税抜き、税込みで違うと。料金は一緒ですけどね、こ
こは。

あと一つ違うのが、要は90リッターまでのところですね、ここは江北町は90リッター未満
までは幾らくみ取っても90リッター未満は税抜き1千円、税込みで1,100円ということにし

ていますし、今度、大町町はそこは一緒なんですけど、税込みの1,100円と。ここまで言う
と大町が税込みということが違うだけで、白石、江北は同じように見えるんですけど、実は
今回、白石町は大きな改正をしておられまして、さっき言った90リッターまでというのが従
来のやり方だったんですけど、白石はこれを270リッターまで上げてあります。ということ
はどういうことかという、90リッターくんでも、180リッターくんでも、270リッターまで
は同じ料金を払う必要があるということです。これが幾らかという、3千円、税込みになる
と3,300円になります。なので、実は議論の中で白石と同じにというか、統一でというふう
なことで担当課では話していたようだったんですけど、270リッターまでくまなければ3千
円払う必要があるというのはやはり住民生活に大きな影響を与えるんじゃないかというこ
となんです。

もちろん会社側の事情もあります。人員が不足しているとか、ちょこちょこ回ったってと
いうことはあるんですけど、ただ、ここは企業努力でやってもらっていいんじゃないかとい
うことなんですね。そうしないと270リッターまでは幾らくんでも3千円というのはかなり
大きいですもんね。

ということで、ここは実は江北町は見送りをしました。大町町もここは取り入れをしてお
られませんので、今回、白石だけが90リッターじゃなくて270リッターまでは統一料金と、
言ってみれば基本料金ですよね。水道で考えれば270リッターまでは少し使ってもくみ取っ
てもらえば3千円払う必要があると。だから、これは今、価格高騰の中で住民生活にい
ろんなところで打撃を与えているので、今回この改正にうちは乗らないようにしようとい
うことなので、結果的には3町で細かく言えば違うところがあるということでもあります。

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

関連ですけれども、説明のときにインボイスのことも言われたと思いますけれども、今言
われる税込み、税抜きがばらばらな表現というか、表示になるという、各町ですね、インボ
イスは関係ないんですかね、その辺分かれば。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の御質問にお答えします。

料金自体には税込み、税抜きということは関係ないですけども、事業間のやり取りの中で、今回、インボイスが導入された都合上、領収書に税率、税額等を書くということに当たってですけど、税込みにしますと税率とか課税額をまた割り返さないといけないという手間がかかりますので、事業者さんのやり取りの中で表示がスムーズにいくように税別ということで変えたところでございます。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

よく分からなかったんですけど、いや、私は統一しなくていいのかなと思って、それで、私も杵島衛生処理場の今、副議長させてもらっていますけれども、来年、白石町が町議選になって、みんな一回、ひとまず解散されるんですよ。今度2月にまた議会があるときに再選して新しい議員さんが来るようになっていきますけれども、こういう我々3町でしている組合の中でやっぱり統一はできないもんなんじゃないかな。

今、料金にしても条件にしても町長が説明してくれましたけど、何かその辺が自分としても議員として出席している中で、この前、西原議員は質問してくれたんですけど、そこはどうですかね、組長関係で何かありますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

特に組長関係というのはないですけど、本来ならですね、同じところで処理するわけですから同じ料金というのが望ましいと思いますが、よくよく考えてみると、例えば、西部クリーンセンターなんかは持っていくごみの種類すら違うというふうなことになるので、そこはやっぱり話し合いかというふうに思います。

ただ、今回、逆にどうしても人口でいけば白石が多いもんだから、くみ取り料でいけばもっとうちのシェアは少ないです。ともすると、こういうときは白石の改定に合わせるというふうな安易とは言いませんけど、やりがちですけども、今回、そういう意味では、この90リッターまでのところをしっかりと我が町として判断して白石に合わせないで90リッターで

維持できたというのはよかったんじゃないかと思います。

正直言って大町町が何でわざわざ税込みのままされていたのかは分かりません。恐らく便宜上、これからは税抜きを表示したほうが税率改定であるとか、いろんな手続がスムーズにいくというふうな説明は聞いておりましたけど。

以上です。（「分かりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第42号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第43号

○井上敏文議長

日程第5．議案第43号 江北町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。7番池田議員。

○池田和幸議員

今回の改正により町からの予算がどの程度増加するのか、分かればお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

大事なことです、私のほうからお答えをいたします。

今回、子供の医療費助成を高校生年代まで延ばすことに伴う所要額は約1,900万円を見込んでおります。

今回、一般質問の中でも子供の子育て支援にばかりということも言われましたけど、県内

見渡してみますと決して私どもは先行していないんですね。実は20市町のうち高校生までの医療費助成をやっていないのは県内では3市町だけになっています。江北町を含めるとあとやっていないのは佐賀市と小城市、どうしてもやっぱり人口の規模の多いところは予算が大きいということもあるんだろうと思いますけど、町では正直言うとうちだけだったんですね、高校生までの医療費助成をしてないのは。ですから、今回やっとならばせながらほかの町と同じような仕組みになるということでもあります。もちろん1,500万円、決して少ない額ではありませんけれども、当然、不要な経費節減などを通してしっかり財源としては確保してやらせていただきたいと思います。（「1,900万円」と呼ぶ者あり）1,900万円。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

内容のことでお伺いいたします。

今回は中学生までだったのを18歳到達後の最初の3月31日までというふうなことです。

お聞きしたいのは町外、例えば、中学生で言えば校区外になれば住所を移さないといけません。分かる、住所を移す必要がある。例えば、子供が県立学校は別として町外の公立学校に行くときには校区外になるので、住所を移さないといけません。だから、住所を移した時点でこの条件としては外れるものなのか。

何でもこういうことを聞くかというとな、高校生のタブレットのときに該当する子としない子のときに佐賀の私立の学校に行っている子なんかは該当しないというか、それで1回ごたごたしたことがあるんですよ。ですから、今、中学生でも校区外に行っている子がいます。ただ、親は江北で商いをやられたり、仕事、税金あたりは江北で払われているんです。そういう子供たちはどうなりますかというのが分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

西原議員の質問にお答えします。

江北町に住民票を有している方という形になります。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

そしたら住民票を江北町から移さないといけないですね、校区外に行くんだから、公立の中学校、現に今年いるんですよ。その校区外に行っている子というのは住民票を移すんですよ。ですから、この補助の該当から外れるということになるとでしょうということなんです。それは明確にちゃんとしておかないと後だって親が江北で税金を払っているからとか、そういったところが、この間、私もSSP構想のことを例に挙げてね、今、町からどんどん出ていくんですよ。こういった子育て支援には外れますよということを明確にしておったらもうちょっと親御さんの考えが変わるかなという気もするので、そこら辺は住民票が移ったら駄目ということ。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

給食費の無償化、これも実は全く同じような議論がありました。それこそ住民票を移していないのに助成の対象になっていない人たちが、例えば、武雄青陵中学校とかは江北町に住民票を有して、そして、親御さんは当然、江北町に税金を払っていただいているんですけど、武雄青陵中学校に通っている子供たちは給食費の助成は受けておりません。それも実は大分強く個別には私言われたことがあります。町長さん何で江北町に住んでいて税金もしっかり払っているのに給食費は助成にならないんですかと言われたこともありますし、そこはやはり考え方だと思います。

というのは、学校給食の助成をするものですから、それだったら当然ほかのところは助成の対象にならない。ただ、特別支援学校は江北町から通っている子供たちには助成をしています。さらに言うと、青陵中学校は給食じゃなくてみんな買うらしいですね。だから、もともと給食ということそのものが存在しないとか、さらに言うなら私立の中高一貫校に行っているような子供たちとかいるわけですけど、これはあくまでも江北小学校、江北中学校の学校教育の中で位置づけた給食費の補助というふうな整理をさせていただいて、そこは御理解をいただくようにしておりますし、今回もおっしゃるように、住民票がなければ残念ながら我々の助成の対象にはならないと。

ただ、そこまでしてでも町外の学校に行きたい、そして、町外ということはやっぱり理解

をされて、それでもということは残念ながら引き止めるすべはないということだと思います。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

江北に住所を子供が高校、別の例えば、佐賀に行った場合、佐賀にその制度があればそれはそこで受けられるわけでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）それを確認、そして、県外でも同じでしょう。（発言する者あり）そういうことを確認ですけど。

○井上敏文議長

いいですか。ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第43号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第6 議案第44号

○井上敏文議長

日程第6．議案第44号 江北町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

先日の議案勉強会の折に、ひとり親家庭のときもそうでしたが、今、子供の医療費は全体で無料でしょうというふような質問をしたところ、この重度心身障害者の医療費に関しては子供だけではないということを説明受けました。

池田議員が先ほど予算のことを聞かれましたけど、これをゼロにすることによって年間どの程度の予算が必要になるか、分かればお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

重度心身障害者の医療費助成については、実は既にやっておるんですけど、この助成制度では月500円の自己負担を今お願いしております。ですから、この分を今回いただかないということにするものですから金額としては90万円であります。

本当はですね、今これは償還払いなんです。要は立替払いなんですけど、いわゆる現物給付、窓口で払わなくていいということにするためには、これが江北町だけではできなくて、御存じのとおり、県下同一の取扱いをしないと現物給付化ができないものですから、今回は残念ながら償還払いのままで月500円の負担をいただかないようにするという事で、無償化を実現したいということであります。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

そしたら、今、町長が説明してくれましたけど、江北町だけではできないけど、県下一斉になれば無償化、現物給付あたりは改善できるということになるわけですかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今そういう動きにはなっていますが、先ほど言ったように、例えば、高校生の医療費助成なんか佐賀市とか小城市とかやっぱりなかなか踏み切れないでおられるわけです。そういう中で、それぞれの財政事情というか、規模の問題もあって足並みがそろっていないということとであります。

ただ、もちろんそういう検討というのは県内市町でもされておるということです。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第

36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第44号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第7 議案第45号

○井上敏文議長

日程第7. 議案第45号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

先ほどと全く一緒で、このひとり親家庭の500円をもらわなくするためには年間どの程度の予算が必要ですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ひとり親家庭の助成についても仕組みは残念ながら同様でありまして、償還払いを前提で月500円の負担をいただかないようにしたいと思っております。

こちらの所要額が49万4千円、約50万円ということになります。

以上です。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第45号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第8 議案第46号

○井上敏文議長

日程第 8．議案第 46 号 江北町ふれあい物産館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。8 番西原議員。

○西原好文議員

多分、常任委員会が別ですから再度確認のため、これは 3 年に 1 度の路線価の見直しが行われますというふうなことでした。今回が山口地区の評価が下がったというふうなことで 40 万円ぐらい減額になっておりますけど、3 年に 1 度の見直しのときはこれがそのまま下がっても物産館の使用料としては増額する考えはない、5 年間変更する考えはないということで間違いないでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

指定管理料につきましては、指定管理者のほうと協定書を 5 年間で設定をいたします。指定管理料の上限額につきましても 5 年間総額ということで設定をいたします。この間ですね、同じ指定管理者が運営する限り中途での見直しは行わないということにしております。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第 36 条第 1 項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第 9 議案第 47 号

○井上敏文議長

日程第9．議案第47号 江北町公共下水道条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。7番池田議員。

○池田和幸議員

今回、条例は料金の内容を変えるということなんですけど、ちょっと関連して嬉野と鹿島が今度、下水道の料金値上げを来年から鹿島は4月から24.49%、嬉野は平均30%、下水道料金が値上げの予定をされています。うちの場合は今回の特に何も載っていないですけども、こういうことに対してはそういうのがないのか、その辺が分かればお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、一般質問の中で価格高騰のときに言いましたか、そのときはニュアンスとしてはこれだけ価格高騰の折なので、江北町は頑張って下水道料金は据え置いてますというふうなニュアンスで言ったかもしれませんが、御存じのとおり江北町も今年度から企業会計の適用をするようになりました。企業会計の適用するのは人口規模で期限が決まっております、江北町が一番多分最後ぐらいになります。嬉野、鹿島は恐らく企業会計に照らしてみてもやはり値上げやむなしという結論だったんじゃないかなというふうに思います。

今回、実は担当課とも協議した中で、まずはこの1年間企業会計の適用をして、そして、決算をしてみる中でやはり今まで以上に収支というのがはっきりしてくるということでしたので、そこを待って仮に改定の必要があるかどうかは検討させてもらいたいという担当課の意向でしたから、それでよしということにしております。今後ずっとないとは申し上げられませんが、まずは企業会計適用後の運営状況を見てというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

私がちょうど佐賀西部広域水道企業団の一応、料金値上げ関係の委員会に出席して、10月で終了しました。これからは答申がされるんですけども、当然、嬉野あたりはかなりの値上げが予想されているわけなんです。うちのほうも若干の値上げになると思いますけれど

も、その辺がこの下水道と絡んでくるのかなと思ったので、質問しましたけれども、その辺は何かありますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

上水、下水だから値上げに関係があるということではありませんけれども、当然いろんなところでコストがやっぱり高くなっていますから、今委員をお務めいただいた上水道についても引上げの議論がなされています。

ただ、やっぱり今御指摘のとおり、市町によってはかなりの上げ幅になるんですよね。ところが、上げ幅の大きいところが余り意見を言われないのであれなんですけど、本当に上げないといけないのかどうかということはどうですか、また上げるにしても、例えば、利用の少ないようなところには配慮するとか、そういうことをやらんといかんのじゃないかということが個別には首長さんからも話が出ています。正直言うとかなり前からそういう話は問題提起をしていたんですけど、なかなか佐賀西部広域水道企業団としては、その時点ではというか、これまでの間、そういう検討はしていただいておりませんが、いよいよ引上げの段になってほかの市町も含めて、本当にこんなに上げる必要があるのかというふうな話になっています。

この間、議会のときに私言ったんですけど、よくB to BとかB to Cという言い方がありますね。Bはビジネス、Cはカスタマーです。今までの統合前の佐賀西部広域水道企業団というのはB to Bやったわけですよ。何を言いたいかというと、各市町に水を供給していたわけですね、これがB to B。ところが、統合して直接利用者の方と契約をして給水をするようになったらB to C、直接消費者の方と契約を結ぶという形に、実はこれが結構大きなことだと思っていてですね、恐らく今度利用者の方から、多分水道料が高いの何のというのを直接、佐賀西部広域水道企業団がそういう声を聞く必要になる。そのときに、本当に今までは大体、佐賀市並みの給与水準とか佐賀市の職員を標準にされていました。でも、今からもともと企業ですし、そういうことじゃなくて経営状況を見てやはり料金も決める必要があるけれども、そういう職員の待遇とかということも何でも公務員並みということにはならないんじゃないかということも申し上げております。

最終的には2月に議会がありますので、ぜひそうした住民の皆さんの声も町としてはしっかり上げていきたいというふうに思っております。

以上です。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第47号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第10 議案第48号

○井上敏文議長

日程第10. 議案第48号 江北町老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

今回、老人福祉センターの指定管理者の指定についての質問ですけど、町長も同僚議員の一般質問の中で、40数年経過しているのではというふうなこともおっしゃっておいりましたし、実は私も社協の理事をしているときに町長がぼろりこの建物も古いから今後解体してでもと言われた途端に老連の方から物すごい反対の意見を言われました。

ただ、施設の在り方だとかいうのを今後、町長は検討していくというふうなことで、これは一般質問みたいになってしまいますけど、いつ頃にそういった方向性というか、出るものなのか、この5年、今度の指定管理の期間中ぐらいに結論として出るものなのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

実は今期のこの5年間の間に多分そういうことがあり得るんじゃないかということで、協定書の中には途中での解除条項というんですか、ということも盛り込んでおいりましたが、何

とかこの5年間は使うことができましたけれども、今回、一般質問でも御質問いただいたように、果たして今のまま維持すべきかどうかということでもあります。恐らく来期の5年間、今度の5年間の中では、もっと言うなら多分早い段階で、そうした方針というのはやっぱり打ち出さないといけないというふうに思いますし、打ち出すつもりでおります。

事前にいろいろ調べたんですけど、もちろん役所のない町はないですけど、老人福祉センターという名の施設は県内どの市町にも必須の施設ではないんですね。さらに言うなら、老人福祉センターなる施設があるところはそんなに多くありません。ですから、やっぱりそもそもの設置の目的であるとか、仮にその目的が今でも生きているのかどうなのかとか、また、ほかの施設でのそういう機能の移転というのができないのかとか、そういうところから検討していく必要があると思いますし、内部的には、実はそういう情報は少し整理を今しつつあるということです。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

老人福祉センターの機能といいますか、災害のときの避難所的な施設でもあるわけですね。ですから、町長が考えをされているというのは十分分かるので、この間の老人クラブの連合会との協議の中でもそれとなく触れました。あの地区が実は水害のときに周りがつかってしまいうんですよとか、そういった説明まではしたんですけど、避難所としての役割も果たしていますし、そこら辺でできるだけ早い時期というか、今、佐賀あたりは台湾の有事のときだとかに人員を受け入れるとか、うちの町も玄海原発の受入れ態勢あたりも県のほうからは要望されていますので、そこら辺の避難所としての役割を考えた中での協議をできるだけ早めに進めてもらいたいと思いますけど。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、西原議員御指摘のとおり、単純に老人福祉センターをどうするかという話だけではなくて、御指摘のとおり避難所としても利用されております。じゃ、仮に解体をするとすればその分の避難所の機能はどうするのかということとか、そのときにやはり問題になってくる

のが空調ですね。だからこそ、今回、今国会でも学校体育館の空調整備の加速化みたいなことが言われておりますし、やっとなんと言ったらいけないですけど、教育委員会も学校の体育館の空調整備については熱中症対策としてもというふうなことを言ってもらえるようになりましたから、やはりそういう避難所としての代替えみたいなことも考える必要があると思います。

それと、もう一つは社会福祉協議会、いろんな事業をやっていますが、デイサービスを今やられているんですね、御存じのとおり、多分デイサービスがあるもんだからあそこの老人福祉センターのあれだけの施設が要るんだと思います、お風呂とか。ところが、実はお風呂のほうも今故障してまして、来年年明けごろまではお風呂に入ってもらえないというふうな報告を受けました。ですから、いろんなところに老朽化が進んでいるし、さらに言うなら社協で本当にデイサービスを続ける必要があるのかと、大分、競争力も低下しているというふうに私は認識をしておりますし、それこそ民業圧迫的になってまでも社協でデイサービスをと、かつて必要な時期もあったと思います。社協が担わないとという時期もあったと思いますけど、そういう意味では、町政の各分野に影響をすることなものですから、そうしたことも含めて早めに結論を出したいと思います。

以上です。（「私は了解しました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

38ページの議案書の中の4に管理業務の範囲ということで、この前も勉強会のおかげですけど、町長が一応会長になっています。この4番の管理業務の一番下に町長が必要と認める業務と書いてあります。こういう言葉は入れているのかなと気になったもので、聞いているんですけど、どうですかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

直接やっぱり利益相反というか、それは以前から御指摘いただいておりますことですが、県内市町見渡してみても、結局は町長がやっていたほうが一番機動的にやるということで残っています。契約ですとか申請はですね、その当事者は副会長にしてもらっているんです

けど、ここは規定上、どうしても町長がというところは残らざるを得ないというふうに思っ
ていただければいいんじゃないかなと。（「問題はないと」と呼ぶ者あり）問題はないと思
います。（「問題はない」と呼ぶ者あり）はい。（「そしたらいいです」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第
36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第48号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第11 議案第49号

○井上敏文議長

日程第11. 議案第49号 江北町ふれあい物産館の指定管理者の指定についてを議題といた
します。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

この間の勉強会の折の再確認なんですけど、今、ゆうきの里「だいちの家」の運営協議会
というふうなことで、古賀さんが代表をされております。代表がもし替わられるということ
であれば、またこの指定管理者の指定については議案に上がってくるものなのか、代表者交
代だけで済むものなのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

このことに関しまして、先日の勉強会以降、県の市町支援課のほうに問合せをしてみまし
たが、議決事項ではないということで回答をいただきました。

それと同時に、ほかの自治体の事例というのも御紹介いただきまして、例えば、東京都に

おいては、指定管理者の代表者が変更となった場合は都のほうに届出を行うということで処理をされているということでもあります。

以上です。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第49号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第12 議案第50号

○井上敏文議長

日程第12. 議案第50号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑を求めます。7番池田議員。

○池田和幸議員

事業説明の1ページで、今回、支援事業者に対しての事業費がついていますけど、勉強会のときに多分言われたかなと思うんですけど、もう一度お願いしたいと思います。

参考のところに町内の放課後デイサービス事業所3か所、児童発達支援事業所0か所と書いていますけれども、今回の補正で町内で利用できる施設の名称を教えてください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

町内にはですね、昨年できたしーどさんで3か所目ということで、（「全部の施設名を」と呼ぶ者あり）レッゴーとバリエンタ、それと、しーどの3か所になっています。

以上です。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

そしたら、町内に児童発達支援事業所はないので、今回の補正では町内事業所への支払いはないんですかね。0 か所、今の0 か所はどういう0 か所か分からなかったの、今年度中に新しく児童発達支援の事業所ができる予定はあるのか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

白石町にキッズハウスハルクというのが7月にできております。あと、小城市牛津町に牛津 i p p o 2 号店というのが開所予定と今年度についてはなっております。（「町内はなし」と呼ぶ者あり）町内はありません。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですか。ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第50号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第13 議案第51号

○井上敏文議長

日程第13. 議案第51号 令和6年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。議案第51号です。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第51号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第14 議案第52号

○井上敏文議長

日程第14. 議案第52号 令和6年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第52号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第15 議案第53号

○井上敏文議長

日程第15. 議案第53号 令和6年度江北町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

先ほどはちょっとぼけていまして、補正予算のところで聞くべきだったんですけど、資料の10ページ、11ページの中で、他会計からの補助金、これは一般会計からの繰入れだと思うんです。公共下水に140万7千円、農排に70万円、この時期に一般会計からの補正ということとその内容が分かればお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

西原議員の質問にお答えしたいと思います。

ここで、今回の補正につきましては、電気代と水道料、あと通信料と総係費の中で人件費の増額となっております。

電気代につきましては、令和5年1月から令和6年の今年5月まで電気代、ガスの価格激変緩和対策として電気代が値下げをされておりました。今年7月分からは緩和措置がなくなっておりますので、その分の価格が上がったということで、今回補正を行っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私がお答えするわけではありません。

西原議員は何で今回補正予算で一般会計から繰入れをする必要があるのかと多分お尋ねをしていたので、今回、その補正の理由を聞いているんじゃないくて、一般会計を今回入れる必要の理由を多分聞かれているんだというふうに思いますから、繰り返しになりますけど、何を聞いておられるのかということにきちんとお答えしないと、多分答えられるものから答えているから変なことになるんじゃないかと思って、もう一回、担当課長が答えます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

他会計補助金としまして基準外の分になりますので、これは維持管理経費分につきましては、他会計からの補助金となります。（「基準外の分については」と呼ぶ者あり）はい。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

これは企業会計になったから基準外とかなんとかというのが発生するのでしょうか、そこら辺が分かれば。説明をちゃんと私どもも聞いておかないと、会計が変わったことによって、今いろいろ中身は説明をもらいましたが、他会計からの補助金説明の中に基準外となったので、次に聞こうと思っていたんですよ。

この基準外分というので、この基準というのはどういう意味なのか、分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（武富和隆）

西原議員の質問にお答えしたいと思います。

基準外繰入金と申しますのは維持管理の経費の分、人件費とか、それと、基準内につきましては起債の償還金等を示しております。

以上でございます。（「基準内は起債の償還」と呼ぶ者あり）はい。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「よろしいです」と呼ぶ者あり）ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第53号は常任委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開14時40分。

午後 2 時31分 休憩

午後 2 時40分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、職員をして報告させます。
大島局長。

○議会事務局長（大島浩二）

それでは、今期定例会において各常任委員会へ付託されました議件案について報告いたします。

令和 6 年12月 定例議会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第41号 議案第42号

議案第50号 歳入全部 歳出のうち

款 1 議会費

款 2 総務費のうち総務政策課所管及び町民生活課所管

款 3 民生費のうち町民生活課所管及びこども教育課所管

款 4 衛生費のうち町民生活課所管

款 9 消防費 款10 教育費

○産業厚生常任委員会付託分

議案第43号 議案第44号 議案第45号 議案第46号

議案第47号 議案第48号 議案第49号

議案第50号 歳出のうち

款 2 総務費のうち地域振興課所管

款 3 民生費のうち健康福祉課所管

款 4 衛生費のうち健康福祉課所管

款 6 農林水産業費 款 7 商工費 款 8 土木費

議案第51号 議案第52号 議案第53号

以上になります。

○井上敏文議長

以上のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日の常任委員会は9時30分開会となっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時42分 散会